

平成19事業年度
業務実績報告書

自 平成19年4月 1日
至 平成20年3月31日

独立行政法人労働者健康福祉機構

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1 機構の組織・運営体制の見直し 業務の効果的実施等の観点から次のとおり適宜弾力的に見直しを行うこと。</p> <p>(1) 労災病院の全国的・体系的な勤労者医療における中核的役割の推進、産業保健推進センターの産業保健関係者への支援活動等の機能強化のため、本部の施設に対する業務運営支援・経営指導機能などのマネジメント機能を強化すること。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 機構の組織・運営体制の見直し 機構の業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、次のとおり取り組む。</p> <p>(1) 本部役職員と施設の管理者間の施設運営に関する協議、施設の経営分析に基づく指導の強化など、本部の施設運営支援・経営指導体制を強化する。特に労災病院については、病院毎の財務分析・情報提供を推進する。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 機構の組織・運営体制の見直し 機構の運営業務を効率的かつ効果的に実施するため、次のとおり取り組む。</p> <p>(1) 本部役職員と施設の管理者間の施設運営に関する協議、施設の経営分析に基づく指導の充実に併せ、経営方針について、職員アンケート結果に基づいた職員への浸透度のフォローアップを行うとともに、バランス・スコアカードの活用により経営方針と各職種の業務を密接にリンクさせることで全職種における理解度の向上に努める。</p> <p>また、病院毎の財務分析等の機能を強化するため、平成18年度に労災病院の事務局組織を見直し新たに設置した経営企画課の機能の一層の向上を図る。</p> <p>さらに、経営目標の着実な達成を図るため、本部に設置している経営改善推進会議において各労災病院の運営計画達成状況のフォローアップを行うとともに、これに基づく経営指導・支援を行う。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 機構の組織・運営体制の見直し</p> <p>(1) 平成19年度においては、平成18年の診療報酬の大幅なマイナス改定の影響が強く残り、医師不足・看護師不足が急速に進行する中、中長期的な視点からも経営基盤の確立及び医療の質と安全を確保する観点から、医師・看護師の確保、医療機器の計画的な整備等の先行投資に重点的に取り組むことを基本方針とした。この基本方針と平成20年度の収支相償を両立させる観点から、緊急のものも含め、本部主催会議を連続的に開催し、新たな施設基準の取得等による増収により短期的な利益を図るとともに、積極的医療の展開にあたるよう指示を行った。</p> <p>また、機構の運営業務を効率的かつ効果的に実施するため、次のような取組を行った。</p> <p>本部役職員と施設の管理者間の施設運営に関する協議、施設の経営分析に基づく指導の充実に ア 本部、病院間において、運営状況及び目標達成のための具体的取組・中長期的な経営見通し等について病院毎に協議(病院協議)を実施し、平成20年度までの経営目標と計画達成に向けた取組事項を策定した。</p> <p>イ 年度計画を確実に達成する観点から第1四半期の実績に基づき年間収支推計を実施し、その結果に関して各病院の実態や今後の見通し、取組等について院長、事務局長との個別協議を実施した。</p> <p>経営方針の職員への浸透度のフォローアップ及びバランス・スコアカードの活用による理解度の向上 ア 中期目標・中期計画を確実に達成するため、平成19年度に各施設が取り組むべき事項や方向性を示した運営の基本方針を策定し、全職員に配布して運営方針の周知徹底を図った。</p> <p>イ 平成19年度の重要性の意識付けと年間計画達成への迅速な対応を図るため、理事長から各院長に対し文書を出して周知徹底を図った。</p> <p>ウ 例年6月開催の春季全国労災病院長会議を4月に前倒しして開催し、平成19年度は第1期中期目標期間の実質的な最終年度という重要な年度であることを踏まえ計画の達成に向けた取組を徹底するよう指示した。</p> <p>エ 機構の置かれている状況や経営方針について、本部役職員が施設、技師会総会等に出向き、運営会議あるいは技師会総会等の場で各職種代表者及び職員に対して直接説明を行い、計画の達成に向けた取組の周知徹底を図った。</p> <p>オ 本部主催の各種会議、研修会等を通じて職種毎に繰り返し機構の置かれている状況や経営方針を理解させるとともに、バランス・スコアカードに関する講義を実施した。</p> <p>カ 経営方針の浸透度について、昨年度に引き続き職員アンケート(11月実施)により施設別に調査を行い、浸透度の低い施設に対しては浸透度の高い施設における取組を好事例として紹介すると</p>

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績												
<p>(2) 役員の業績、職員の勤務成績、法人の事業実績、社会一般の情勢等を反映した人事・給与制度を導入すること。</p> <p>2 一般管理費、事業費等の効率化 (1) 中期目標期間の最終年度におい</p>	<p>(2) 外部機関等を活用して情報を収集し、新たな人事・給与制度を速やかに導入する。</p> <p>また、新たな制度として実施する施設業務実績を反映した勤勉手当については、この制度の趣旨を周知徹底させることにより、職員のモチベーションの向上及び職員の働きがいを高めるとともに、組織全体とそれを支える人材の活性化を図る。</p> <p>2 一般管理費、事業費等の効率化 (1) 一般管理費（退職手当を除く。）</p>	<p>(2) 施設の業務目標、部門の業務目標の達成を確かなものとするため、平成18年度に導入した管理職の個人別役割確認制度を活用して、PDCAによるマネジメントを徹底する。</p> <p>また、新たな制度として実施する施設業務実績を反映した勤勉手当については、この制度の趣旨を周知徹底させることにより、職員のモチベーションの向上及び職員の働きがいを高めるとともに、組織全体とそれを支える人材の活性化を図る。</p> <p>2 一般管理費・事業費等の効率化 (1) 一般管理費（退職手当を除く。）</p>	<p>もに、次期バランス・スコアカードの課題に取り上げるよう指導を行った。</p> <p>キ 各病院においては、運営計画の作成のための各部門とのヒアリングや院内各部門の職場内ミーティングにおいて、病院の経営方針やその達成に必要な取組について説明するとともに部門毎のバランス・スコアカードに落とし込むことにより理解度の向上に努めた。病院に設置した経営企画課の機能の一層の向上</p> <p>ア 平成19年度に8病院へ拡大した経営企画課を中心に経営改善のために取り組むべき課題の策定と実施後の評価を行い、その取組について本部主催会議における事例報告により共有化することにより、経営改善に関する企画力、知識の一層の向上を図った。本部に設置している経営改善推進会議における各労災病院の運営計画達成状況のフォローアップ及び経営指導・支援</p> <p>ア 経営改善推進会議（隔週開催）において、個々の病院毎に患者数の推移、病床利用率、診療収入単価等の経営指標に基づく分析を行うとともに、当該分析結果に基づき各役員から院長に対して直接指導・助言を行った。</p> <p>イ 平成19年度上半期実績を踏まえ平成19年度下半期の見直し後計画及び計画達成のための収入確保策、支出削減策に関する行動計画を策定させ、フォローアップを実施し収支差確保に努めた。</p> <p>ウ 経営改善病院に対しては、経営改善計画書を策定するとともに、継続的なフォローアップを実施した。</p> <p>エ 高度放射線医療機器に新たに体外衝撃波結石破碎装置を加えた高額医療機器、診療材料、衛生材料の共同購入を実施した（高額医療機器の共同購入に伴う削減額1.9億円）。</p> <p>(2) 新たな制度の導入に向け次のような取組を行った。</p> <p>管理職に対する「個人別役割確認制度」の導入</p> <p>施設及び部門の業務目標の達成を確かなものとするため、平成18年度から管理職について個人別の役割目標を設定した「個人別役割確認制度」を導入し、PDCAによるマネジメントの徹底に努めている。</p> <p>施設別業務実績の給与への反映</p> <p>平成19年6月期から前年度の施設別業務実績（医療事業収支率）により勤勉手当を増減させている。</p> <p>当該制度の主旨、内容については、各種会議等において周知徹底し職員のモチベーション及びモラルの向上が図れるよう努めた。</p> <p>医療事業収支率 = 医療事業収入 ÷ 医療事業費 × 100</p> <p>勤勉手当の支給月数に次のとおり医療事業収支率に対応した経営状況指数を乗じる</p> <table border="1" data-bbox="1518 1225 1912 1401"> <thead> <tr> <th>医療事業収支率</th> <th>経営状況指数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>110以上</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>105以上110未満</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>100以上105未満</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>95以上100未満</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>95未満</td> <td>0.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 一般管理費・事業費等の効率化 (1) 一般管理費・事業費の節減</p>	医療事業収支率	経営状況指数	110以上	1.2	105以上110未満	1.1	100以上105未満	1.0	95以上100未満	0.9	95未満	0.8
医療事業収支率	経営状況指数														
110以上	1.2														
105以上110未満	1.1														
100以上105未満	1.0														
95以上100未満	0.9														
95未満	0.8														

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績																
<p>て、特殊法人時の最終年度（平成15年度）に比し、一般管理費（退職手当を除く。）については15%程度、また、事業費（労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く。）については5%程度節減すること。</p> <p>なお、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センター運営業務については、費用節減に努めることにより、その費用のうち運営費</p>	<p>については、人件費の抑制、施設管理費の節減を図り、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度（平成15年度）の相当経費に比べて15%程度の額を節減する。</p> <p>また、事業費（労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く。）については、物品調達コストの縮減、在庫管理の徹底、業務委託契約・保守契約の見直し等により、中期目標期間の最終年度（平成15年度）の相当経費に比べて5%程度の額を節減する。</p> <p>医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおける運営費交付金の割合については、物品調達コストの縮減、在庫管理の徹底</p>	<p>については、業務委託の推進等人件費の抑制、節電・節水による省資源・省エネルギーなど日常的な経費節減、競争入札の積極的な実施等に努める。</p> <p>また、事業費（労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く。）については、物品の統一化を行うことによる物品調達コストの縮減並びに業務委託契約及び保守契約内容の見直し等により節減に努める。</p> <p>(2) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターについては、市場価格調査の積極的な実施による物品調達コストの縮減等によ</p>	<p>一般管理費削減率の推移（平成15年度22.5億円との比較）</p> <table border="1" data-bbox="1487 145 2004 204"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3.7%</td> <td>6.9%</td> <td>10.2%</td> <td>12.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>一般管理費（退職手当を除く。）については、平成18年度に比べ2.1%の節減（対平成18年度節減額4.2億円：対15年度12.1%節減：平成16年度から平成19年度までの4年間で中期計画の8.1%を達成）を実施した。主な節減の取組事項は以下のとおりである。</p> <p>ア 人件費の抑制 本部による指導及び施設の廃止に伴う事務職員数の抑制等による縮減、期末手当支給月数0.1月カットを継続、賞与支給月数0.3月カットを継続、期末・勤勉手当に係る管理職加算割合のカットを継続及び人事院勧告における給与引き上げ改定（俸給、期末勤勉手当の引上）の未実施等により、人件費を平成18年度に比べ343百万円縮減した。</p> <p>イ 賃借料の縮減 事務職員数の抑制による宿舍借上料の縮減と事務機器等の再リースを行ったこと等により、賃借料を平成18年度に比べ33百万円縮減した。</p> <p>ウ 印刷製本費の縮減 印刷物の整理、在庫管理の徹底を図ったこと等により、印刷製本費を平成18年度に比べ18百万円縮減した。</p> <p>事業費削減率の推移（平成15年度実績5,455百万円との比較）</p> <table border="1" data-bbox="1487 778 2004 837"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.1%</td> <td>6.2%</td> <td>8.6%</td> <td>9.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>事業費（労災病院、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターを除く。）については、平成18年度に比べ0.8%の節減（対平成18年度節減額38百万円：対平成15年度9.3%節減：平成16年度から平成19年度までの4年間で中期計画の18.6%を達成）を実施した。主な取組事項は以下のとおりである。</p> <p>ア 賃借料の縮減 ・産業保健推進センターにおいて、平成18年度に引き続き事務所賃借料の契約交渉の強化・徹底を実施するとともに、より安価な事務所への移転を行ったこと等により、平成18年度に比べ23百万円縮減した。 ・業務の見直しにより情報公開検索システムのリースを中止したことにより、平成18年度に比べ2百万円縮減した。</p> <p>イ 光熱水費の節約 冷暖房、ガス、水道使用量の節減により平成18年度に比べ8百万円縮減した。</p> <p>ウ 業務委託費の削減 海外勤務健康管理センターにおいて、業務の見直し等で看護補助業務を減らしたこと等により、平成18年度に比べ4百万円縮減した。</p> <p>(2) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営費交付金の割合の低下</p>	16年度	17年度	18年度	19年度	3.7%	6.9%	10.2%	12.1%	16年度	17年度	18年度	19年度	4.1%	6.2%	8.6%	9.3%
16年度	17年度	18年度	19年度																
3.7%	6.9%	10.2%	12.1%																
16年度	17年度	18年度	19年度																
4.1%	6.2%	8.6%	9.3%																

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績								
<p>交付金の割合を低下させること。</p> <p>(2) 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間に於いて、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。これを実現するため、現中期目標期間の最終年度までの間においても、勤労者医療の推進のための対応とともに、収支相償(損益均衡)の目標の達成にも留意しつつ必要な取組を行うこと。</p> <p>併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを進めること。</p> <p>3 労災病院の再編による効率化 労災病院については、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)及び「労災病院の再編計画」(平成16年3月30日厚生労働省策定)に基づき、37病院を30病院(5病院を廃止し4病院を2病院に統合する)とする労災病院の再編を、定められた期限(平成19年度)までに行うこと。</p>	<p>等による費用節減に努めることにより、中期目標期間の最終年度において、特殊法人時の最終年度(平成15年度)に比べて5ポイント程度低下させる。</p> <p>(2) 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度以降の5年間に於いて、人件費について、医療の質や安全の確保、医療制度改革の動向に即した経営基盤の確立等を見据えつつ5%以上の削減に取組み、これを実現するため、現中期目標期間の最終年度までの間において、勤労者医療の推進のための対応とともに、収支相償(損益均衡)に向けた計画的取組にも留意しつつ必要な取組を行う。</p> <p>併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、年功的な給与上昇の抑制、勤務実績の給与への反映拡大等を図る。</p> <p>3 労災病院の再編による効率化 労災病院の再編(統廃合)については、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)及び「労災病院の再編計画」(平成16年3月30日厚生労働省策定)に基づき、統廃合の対象病院毎に「労災病院統廃合実施計画」を策定し、定められた期限までに着実に進める。</p> <p>なお、労災病院の統廃合の実施に当たっては、当該地域における医療の確保、産業保健活動の推進等に十分配慮するとともに、当該労災病院の受診患者の診療や療養先の確保及び職員の雇用の確保等に万全を期す。</p>	<p>り、その費用のうち運営費交付金の割合の低下に努める。</p> <p>なお、こうした努力にもかかわらず、平成18年度に実施された診療報酬改定を含む医療制度改革等の影響が相当程度残る場合であっても、当該交付金の割合をできるだけ低下させるよう、引き続き取組を計画的に推進する。</p> <p>(3) 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)を踏まえるとともに、医療の質や安全の確保、医療制度改革の動向に即した経営基盤の確立等を見据え、収支相償(損益均衡)に向けた計画的取組にも留意しつつ人件費の適正化を行う。</p> <p>併せて、その際、国家公務員の給与構造改革を踏まえた所要の対応を行うこととする。</p> <p>3 労災病院の再編による効率化 (1) 「労災病院の再編計画」(平成16年3月30日厚生労働省策定)において平成19年度が廃止期限とされた筑豊労災病院については、統廃合対象病院毎に作成した「労災病院統廃合実施計画」に基づき廃止に係る業務を進め、平成20年3月31日までに廃止する。</p> <p>(2) 平成19年度を統合予定時期とされた美唄労災病院及び岩見沢労災病院並びに九州労災病院及び門司労災病院については、それぞれの地域や病院の現状に即して作業を進める。</p>	<p>運営費交付金の削減率の推移(平成15年度実績5.6%との比較)</p> <table border="1" data-bbox="1487 145 2002 204"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3.3ポイント</td> <td>3.5ポイント</td> <td>4.2ポイント</td> <td>4.6ポイント</td> </tr> </tbody> </table> <p>契約交渉の強化及びジェネリックへの切替えによる薬品費の節減、保守・業務委託契約の見直し等により支出額の縮減を図り、運営費交付金の割合を平成18年度の比で0.4ポイント低下させた(対平成15年度4.6ポイント低下:平成16年度から平成19年度までの4年間で中期計画の9.2%を達成)。</p> <p>(3) 人件費削減及び給与制度の見直し 人件費削減のため、人員数については、労災病院の事務職・技能業務職を中心にアウトソーシングによる人員削減を行い、給与についても、平成18年度に実施した給与削減措置の継続 人事院勧告における給与引上げ改定(俸給、期末勤勉手当等の引上)の未実施 を行っており、平成22年度において、医療の質・安全の確保に配慮を行いつつ、「5%に相当する額以上を減少させることを基本として」という行革推進法の趣旨が達成できるよう努めた。</p> <p>また、給与制度については、平成19年6月期から勤勉手当に施設別の業務実績を反映させた。</p> <p>3 労災病院の再編による効率化 (1) 平成19年度廃止対象病院の状況 筑豊労災病院 筑豊労災病院の廃止にあたり、地域医療の必要性等を飯塚市に働きかけた結果、平成18年11月30日に飯塚市から筑豊労災病院の移譲を受け指定管理者制で運営するという「筑豊労災病院の後医療に係る要望書」が提出され、検討を進めた結果、飯塚市と基本的な条件についての協議が整ったことから、平成19年1月31日に機構と飯塚市との間で「基本協定」を締結し、平成20年4月1日に飯塚市へ移譲した。また、移譲に伴う病院資産の譲渡については、不動産管理細則第27条、物品管理細則第23条及び不動産鑑定評価等所定の手続に従い、市場価格を踏まえた鑑定評価を行うことにより適正な価格で譲渡した。</p> <p>(2) 平成19年度統合対象病院の状況 美唄・岩見沢労災病院 美唄市の要請に基づき市立美唄病院との統合を検討してきたが、平成19年10月5日に美唄市長から統合要請を撤回する旨の申し出があり、これに伴い機構として改めて検討を行った結果、美唄労災病院については、せき損医療を軸とした診療機能に特化し、地域医療については、美唄市が責任を持って行う等、役割分担の明確化を図ることとし、その上で、これまで培ってきたせき損医療における役割を引き続き担うこととした。平成20年4月1日に岩見沢労災病院を本院、</p>	16年度	17年度	18年度	19年度	3.3ポイント	3.5ポイント	4.2ポイント	4.6ポイント
16年度	17年度	18年度	19年度								
3.3ポイント	3.5ポイント	4.2ポイント	4.6ポイント								

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
<p>4 休養施設及び労災保険会館の運営業務の廃止 休養施設及び労災保険会館については、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）に基づき、平成17年度末までに全て廃止すること。</p> <p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 業績評価の実施、事業実績の公表等 業績評価を実施し業務運営へ反映させるとともに、業績評価の結果や機構の業務内容を積極的に公表し、業務の質及び透明性の向上を図ること。</p>	<p>4 休養施設及び労災保険会館の運営業務の廃止 休養施設及び労災保険会館の廃止については、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）に基づき、定められた期限までに着実に進める。</p> <p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 業績評価の実施、事業実績の公表等 (1) 中期目標期間の初年度に、外部有識者を含む業績評価委員会を設置し事業毎に事前・事後評価を行い、業務運営に反映する。また、業績評価の結果については、ホームページ等で公表する。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 業績評価の実施、事業実績の公表等 (1) 業務の質の向上に資するため、内部業績評価に関する業績評価実施要領に基づき、機構自ら業務実績に対する評価を行い翌年度の運営方針に反映させるとともに、内部業績評価制度による業務改善の効果について検証しつつ、制度の定着を図る。 また、外部有識者により構成される業績評価委員会による業務実績に対する事後評価及び翌年度運営方針に対する事前評価を実施し、その結果を業務運営に反映する。 なお、業績評価の結果については、ホームページ等で公表する。</p>	<p>美唄労災病院を分院として統合すると同時に、岩見沢労災病院を北海道中央労災病院に、美唄労災病院を北海道中央労災病院せき損センターにそれぞれ改称した。 九州・門司労災病院 九州労災病院は主に整形外科、リハビリテーション分野を中心とした外科系の急性期医療を主体的に行う病院として、門司労災病院は内科系の診療科の専門分化を図り、「過労死」等の予防対策を含め、高齢化率が高い門司地域の医療ニーズに対応する病院として、それぞれ診療機能の役割分担の明確化を図ることとし、平成20年4月1日に九州労災病院を本院、門司労災病院を分院として統合するとともに、分院とした門司労災病院については、九州労災病院門司メディカルセンターに改称した。</p> <p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 業績評価の実施、事業実績の公表等 (1) 業績評価の実施 内部業績評価の実施及び制度の定着に向けた取組 ア 内部業績評価実施要領に基づき、全ての事業（8事業）、施設（100施設）、労災病院の部門毎（1000部門）にバランス・スコアカード（以下「BSC」という）を用いた内部業績評価を上半期評価と決算期評価の2回実施した。 イ 上半期評価では目標と実績に乖離がある事項に関してフォローアップを行うとともに、後期のBSCの進行管理に反映させた。また、決算期評価では目標と実績に乖離がある事項に関しては原因分析を行うとともに、翌年度の運営方針に反映させた。 さらに、BSCの確実な達成と効果の拡充に向けて平成18年度に導入した「個人別役割確認制度」を引き続き実施するとともに、急激な医療環境の変化に的確に対応するため、改めて全労災病院において「SWOT分析」を実施しBSCの精度を向上させた。 ウ BSC制度の定着及び職員の理解度向上のため、本部集合研修において計3回の講義を行った。その結果、職員のBSCの理解度は前年の44.9%から46.8%と1.9ポイント上昇した。 内部業績評価の実施による具体的改善策 平成19年度において内部業績評価制度を実施したことにより、以下の業務改善が得られた。 ア 財務の視点 ・損益改善</p>

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
			<p>(経常損失額) 臨時損失を含まず。 【18年度】 45億円 【19年度】 35億円 (当期損失額) 臨時損失を含む。 【18年度】 42億円 【19年度】 47億円</p> <p>イ 利用者の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> 患者からの高い評価 満足度調査において満足のいく医療が受けられたとの評価 : 80.6% 勤労者予防医療センター利用者からの健康確保に有用であったとの高い評価: 90.6% <p>ウ 質の向上の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> 投資的経費 19億円の増 【18年度】76億円 【19年度】95億円 質の高い医療の提供 クリニカルパスの策定件数の増 【18年度】3,303件 【19年度】3,685件 対前年比 11.6ポイント増 適用率 85.9% 対前年 0.9ポイント増 DPC準備病院 【18年度】10施設 【19年度】22施設(既導入施設9施設) 病院機能の向上 地域医療支援病院 【18年度】5施設 【19年度】9施設 地域がん診療連携拠点病院 【18年度】8施設 【19年度】10施設 <p>エ 効率化の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般管理費の縮減 【18年度】 3.5% 【19年度】 2.1% (対平成18年度縮減額4.2億円) 薬品費の削減 患者1人当たり薬品購入単価 【18年度】3,125円 【19年度】3,082円 <p>オ 学習と成長の視点</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員のモチベーション向上(職員アンケート調査における職員満足度) 理念・基本方針への共感 【18年度】56.5% 【19年度】59.1% 2.6ポイント増 研修・教育への取組 【18年度】48.8% 【19年度】50.7% 1.9ポイント増 労災疾病に関する研究・開発の推進 研究に必要な臨床症例集積数・提供数 1,057件 業績評価委員会における意見・提言の業務への反映 前年度の業務実績に関する評価と次年度の運営に係る意見・提言を各々タイムリーに審議するため、平成19年度からは業績評価委員会を年2回開催することとし、7月と12月の2回開催した。当該委員会において指摘された事項及び意見・提言については業務の改善に反

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
<p>2 療養施設の運営業務</p> <p>(1) 勤労者医療の中核的役割の推進 中期目標期間の初年度に、勤労者医療に関する臨床研究機能、予防活動機能、地域支援機能を集約するとともに、各機能を組織的・計画的に推進すること。</p> <p>労災疾病に係る研究・開発及びその成果の普及の推進 産業活動に伴い、依然として多くの労働災害が発生している疾病、又は産業構造・職場環境等の変化に伴い、勤労者の新たな健康</p>	<p>2 療養施設の運営業務</p> <p>(1) 勤労者医療の中核的役割の推進 勤労者医療に関する臨床研究機能、予防活動機能、地域支援機能を集約し、各機能を組織的・計画的に推進するため、次のとおり取り組む。</p> <p>労災疾病に係る研究・開発及びその成果の普及の推進 中期目標に示された13分野毎に別紙のとおり研究テーマを定めるとともに、研究・開発、普及の効果的な推進を図るため、次のよ</p>	<p>2 療養施設の運営業務</p> <p>(1) 勤労者医療の中核的役割の推進 勤労者医療の中核的役割を推進するため、労災疾病研究センターにおいて行う臨床研究、勤労者予防医療センターにおいて行う予防活動及び勤労者医療の地域支援の推進を図るため設置する地域医療連携室において行う地域支援の各機能を集約した勤労者医療総合センターでは、次のとおり取り組む。</p> <p>なお、アスベスト問題に対しては、平成18年度アスベスト関連疾患分野として粉じん等による呼吸器疾患分野から独立させ、アスベスト関連疾患のモデル医療に関する研究開発等を重点的に行っているアスベスト関連疾患研究センターとともに、労災病院内に設置したアスベスト疾患センターにおいて、診断・治療、アスベスト関連疾患症例の集積に係るデータベースの運用、アスベスト関連疾患診断技術の普及を図るため、全国19カ所で基礎研修のほか、レントゲンの読影、病理検査、石綿小体計測実習などの専門研修を実施する。</p> <p>さらに、行政機関や研究機関等の関係機関が実施する研究への協力や検討会等への参加を通じて、引き続きさまざまな形でアスベスト問題に取り組む。</p> <p>労災疾病に係る研究・開発及びその成果の普及の推進 労災疾病に係る研究・開発及びその成果の普及の推進を図ることとされている各労災疾病研究センターにおいて、平成19年度は、</p>	<p>映させるとともに、翌年度の運営方針に盛り込んだ。 また、業績評価の結果及び評価により指摘された事項の改善策についてはホームページで公表した。</p> <p>(2) 業務実績の公表 事業の業務実績は、ホームページで公表し電子メールにより広く機構の業務に対する意見・評価を求めた。業務実績に関する意見・評価を求めやすくするために、ホームページに「当機構の業務実績に対するご意見の募集について」のページを設けている。</p> <p>2 療養施設の運営業務</p> <p>(1) 勤労者医療の中核的役割の推進 勤労者医療総合センターにおいては、勤労者医療の中核的役割を推進するため、次のとおり取り組んだ。</p> <p>労災疾病に係る研究・開発及びその成果の普及の推進 各研究分野におけるこれまでの研究成果は以下のとおり。 「アスベスト関連疾患分野」 平成17年度に発生したアスベスト問題に対して、平成18年度に新たに「アスベスト関連疾患分野」を立ち上げ、労災疾病等の研</p>

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
<p>問題として社会問題化している疾病について、別紙の13分野の課題に応じて研究の方向性を定め、労災疾病に係るモデル医療やモデル予防法の研究・開発、普及に取り組むこと。</p> <p>また、労災疾病に係る研究・開発、普及に当たっては、各労災病院が有する臨床研究機能を集約して各分野毎に中核病院を選定し、各労災病院間のネットワークを活用して取り組むこと。</p>	<p>うな取組を行う。</p>	<p>振動障害分野を除き、研究開発の最終年度になることを念頭に置いて、研究開発計画に基づく研究成果の達成を最優先課題として、次のような取組を行う。</p> <p>なお、研究・開発の実施に当たっては、産業医科大学等の研究機関と連携を図るとともに、医師以外のコメディカル部門について参画を促進する。</p>	<p>究を13分野とした。平成19年度は、本研究において、死亡率の高い中皮腫についての早期診断による根治手術例が予後良好であることが判明していることから、アスベスト関連疾患の早期診断法の確立を目指して次のとおり、研究の一層の進展を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国の労災病院の中皮腫221例、アスベストばく露による肺がん135例、良性石綿胸水49例の自験症例についての病態を検討し、我が国におけるこれらアスベスト関連疾患の最終的な臨床像を明らかにした。 【冊子】我が国における石綿ばく露による中皮腫の調査研究 - 労災病院グループ自験症例221例の臨床像 - 《第2報》 【冊子】我が国における石綿ばく露による肺がんの調査研究 - 労災病院グループ自験症例135例の臨床像 - 《第2報》 ・アスベスト関連疾患の診断治療に役立つ、呼吸器専門医向けのハンドブックを作成・発行した。 【出版物】胸膜中皮腫診療ハンドブック ・早期診断の指標としての胸水中の癌抑制遺伝子のメチル化（不活化）を検討、アスベスト関連疾患の早期診断に有用であることを明らかにした。 【研究報告書】アスベストばく露によって発生する中皮腫等の診断・治療・予防法の研究・開発、普及 <p>「粉じん等による呼吸器疾患分野」</p> <p>じん肺は過去の病気と考えられがちであるが、最近、溶接作業、歯科技工などによる新しいじん肺が問題となり、一方、専門医も減少している。そこで、新たなじん肺の胸部レントゲン所見の普及を図り、減少する専門医の養成に貢献することを喫緊の課題として次の研究及びその成果の普及に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たなじん肺の胸部レントゲン所見の普及を図るため、実地医家向けに易しく解説した「画像で診る今日のじん肺症例選集」を作成した。 【冊子】画像で診る今日のじん肺症例選集 【研究報告書】じん肺に合併した肺がんモデル診断法の研究・開発、普及 ・過去に発症したじん肺の症例に、新たに発生した肺がんの所見を初期段階で見出すための「経時サブストラクショナル法」及び「FDG-PETとMET（メチオニン）-PETの腫瘍組織放射能比によるじん肺結節と肺がんとの鑑別法」を確立した。 【冊子】新たな画像診断法 経時サブストラクショナル法 【冊子】新たな画像診断法 じん肺におけるFDG、MET-PETの研究 ・石綿ばく露の医学的所見である胸膜プラークのCT3次元表示法の症例を更に集積して、胸膜プラークの進展状態の把握や肋間静脈との鑑別が可能であることを証明した。 【冊子】新たな画像診断法 胸膜プラークの胸壁3D表示 <p>「勤労者のメンタルヘルス分野」</p> <p>労働環境の変化に伴う強い不安やストレスなど業務による心理的負荷で精神障害を発症する勤労者が増加し、また依然自殺者が年間3万人を超えるなど、勤労者のメンタルヘルス対策が社会的に大きな課題となっていることから、メンタル不調予防を図るためのスクリーニング法及び脳血流量を用いたうつ病や疲労蓄積度の客観的診断法の確立に取り組んだ。</p>

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
			<p>・開発したインターネットによるメンタルヘルスチェックシステムがメンタル不調予防のためのスクリーニング法として有用であることが判明した。</p> <p>【冊子】インターネットによるメンタルヘルス・チェックと精神保健指導の有用性に関する実証的研究 - 多忙な労働者が、いつでもどこからでも利用可能なシステムの確立 - 《第2報》</p> <p>【研究報告書】インターネットによるメンタルヘルスチェックと精神保健指導の有用性に関する実証的研究</p> <p>・うつ病では左前頭側頭部等で脳血流の低下が認められ、寛解期には回復すること、さらに疲労蓄積により右側頭葉下面等に血流量低下が認められることを明らかにした。</p> <p>【冊子】脳血流^{99m}Tc-ECD SPECTを用いたうつ病像の客観的評価法の研究開発 - 脳の画像によるうつ病像の客観的評価法の開発 - 《第2報》</p> <p>【研究報告書】脳血流^{99m}Tc-ECD SPECT (single photon emission computerized tomography)を用いたうつ病像の客観的評価法の研究開発</p> <p>「四肢切断、骨折等の職業性外傷分野」</p> <p>製造現場や建設現場等では依然、手指切断や開放性骨折等が多発しており、神経接合等を図る緊急手術の施行が必要となっている。燕労災病院では、これまで、手首、手指切断後の再接着成功例187例、挫滅損傷後の再建術成功例141例に達する多くの症例を経験しているが、このうち、今回、呼出調査に応じた50例について5年経過後の手指の機能調査を行った。損傷レベルが近位（掌に近い方）にある程、損傷した指の数が多い程、損傷形態が複雑な程、「玉井の評価基準」が悪化すること、HISS（Hand Injury Severity Score）が悪い程、職場復帰レベルは低下することが明らかとなり、重度手指外傷のスコア化によって、受傷時において将来の機能回復の程度や職場復帰の予測が可能となった。また、異所性再接着も選択肢として考慮されることから、異所性再接着が通常の再接着との間に機能回復の面で差異があるか否かの検討に取り組んだ。</p> <p>・多数指の切断に対しては「異所性再接着」を、また母指切断に対して母趾を移植する「WAF法」を実施した症例で、術後の手の機能に関して、同じ指を再接着した例との間に有意差がないことが証明された。</p> <p>【冊子】上肢の重度障害に対する治療法についての調査研究と治療法の検討 - 受傷労働者の円滑な職場復帰を目指して - 《第2報》</p> <p>【研究報告書】上肢の重度外傷に対する治療法についての調査研究と治療法の普及</p> <p>「振動障害分野」</p> <p>振動障害は、林業、建設業、製造業等で依然多数発生している。また、患者の高齢化が進んでいる。このため、振動障害の診断・治療に当たっては、加齢に伴う他の疾患との鑑別が重要となっていることから、鑑別のための客観的診断法の確立に向けた研究に取り組んだ。</p> <p>・振動障害の客観的診断法としてのFSBP%を用い、レイノー現</p>

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
			<p>象出現時には、FSBP%が0であることを証明した。</p> <p>【冊子】振動障害による末梢循環障害の他覚的評価法としてのFSBP% (Finger Systolic Blood Pressure%) - 振動障害の客観的診断法の確立を目指して -</p> <p>【研究報告書】末梢循環障害の他覚的評価法としてのFSBP% (Finger Systolic Blood Pressure%)</p> <p>【論文】Simultaneous Observation of Zero-Value of FSBP% and Raynaud's Phenomenon during Cold Provocation in Vibration Syndrome - J Occup Health 50:75-78,2008</p> <p>「働く女性のためのメディカル・ケア分野」</p> <p>女性の多様な職場への進出や夜間・交替制勤務等不規則な形態の勤務に従事する女性の増加などにより、職場環境等が働く女性の健康に及ぼす影響が大きくなっている。このため、厳しい職場環境下で女性が健康で安心して働けるよう、次の研究に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性特有の月経痛、更年期障害が働く女性のQOLを低下させていることが明らかとなった。 【研究報告書】働く女性のためのメディカル・ケア ・労働によって血中コルチゾール値が低下することが明らかとなった。この結果は、労働により、コルチゾールが消費され血中値が低下するものと考えられ、血中或は唾液中のホルモン値を測定することにより、労働強度の判定が可能になることを示している。 【冊子】女性の深夜・長時間労働が内分泌環境に及ぼす影響に関する研究 - 労働が女性ホルモン分泌に与える影響の解明を目指して - 《第2報》 ・女性が安心して働くための予防医学と診療体制の確立を図るため、女性外来の新しいモデル・システムを提案した。 【研究報告書】働く女性のためのメディカル・ケア <p>「身体への過度の負担による筋・骨格系疾患分野」</p> <p>職業性腰痛は、物流、介護、オフィス等多数の職場で発生し、業務上の負傷に起因する疾病のうち82.0%を占める発生率の高い疾患であることから、職場における心理・社会的要因も含めた発症要因を究明するための研究に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場における腰痛の発症要因として、作業姿勢、作業動作、作業環境に加えて、心理・社会的要因も関与していることを確認した。 【冊子】勤労者の腰痛の実態 - 職場における心理・社会的要因の関与 - 《第2報》 【研究報告書】事業所における腰痛発生頻度と職場環境との関連について <p>「騒音、電磁波等による感覚器障害分野」</p> <p>職業性難聴や眼疾患など感覚器の障害は、就業継続が困難となるケースが多いことから、今期の研究では、眼疾患により視力が低下する労働者と就業・職場復帰との関わりについて明らかにして、職場復帰等を促進するための研究に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視力障害を引き起こす可能性のある糖尿病の労働者について、糖尿病網膜症に対する硝子体手術前後のQOLの変化と雇用状況について調査を実施、術後視力が改善しても、復職が困難であることが明らかとなった。

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
			<p>平成19年度の業務の実績</p> <p>【冊子】網膜硝子体疾患による急性視力障害に対する治療法の研究開発 - 糖尿病網膜症の労働者の視力保持のために - 《第2報》</p> <p>【研究報告書】網膜硝子体疾患による急性視力障害に対する治療法の研究開発 - 糖尿病網膜症の労働者の視力保持のために -</p> <p>「高・低温、気圧、放射線等の物理的因子による疾患分野」</p> <p>物理的因子による疾患の中でも、特に職業性皮膚疾患は多く発生しており、また、離職を余儀なくされるケースもあることから、今期の研究では、理・美容師の接触皮膚炎と使用する理・美容製品との関連を明らかにし、疾患の予防法を確立するための研究に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理・美容師の接触皮膚炎の原因となっている理・美容製品に加えその成分についてもパッチテストを施行して、原因を明らかにし、皮膚炎を軽減させる等予防法を確立した。 <p>【冊子】理・美容師の職業性接触皮膚炎 - 宮城県における理・美容師についてのフィールドワークからの報告 - 《第2報》</p> <p>【研究報告書】職業性皮膚障害に対する職場作業環境管理の進め方に関するガイドライン作成 - 理・美容業界における皮膚炎を起こさない職場環境管理方法の構築 -</p> <p>「せき髄損傷分野」</p> <p>職場での転倒・転落等による頸椎・せき髄損傷は、依然発生しており、脊椎専門医や理学療法士等による専門的かつ総合的な医療が必要であるが、この脊椎・せき髄損傷分野の診療に貢献すべく、日本人の頸椎・頸髄の標準値の設定、業務（頸椎進展時作業）と頸部脊柱管狭窄症との関係を明らかにする研究に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各年代の正常者に対し頸椎ドッグを施行し、MRI上の頸椎、頸髄の加齢による変化を検討したところ、脊柱管前後径、硬膜管前後径、脊髄前後径、脊髄面積は加齢と共に縮小、硬膜内脊髄占拠率は加齢と共に増加すること、また、頸髄の神経学的所見としての「手指10秒テスト」及び「10秒足踏みテスト」も加齢と共に低下することが明らかとなった。この結果は、高齢労働者では、頸部脊柱管狭窄症の頻度が増加し、手足の運動機能も低下していること、頸椎の過伸展による業務上の非骨傷性頸髄損傷をひき起こす可能性が強いことを示している。 <p>【冊子】非骨傷性頸髄損傷予防法と早期治療体系の確立 - MRIによる日本人の頸椎・頸髄の標準値の設定、頸椎ドッグに於ける新しい取り組み - 《第2報》</p> <p>【研究報告書】MRI計測による日本人の頸椎部脊柱管および頸髄の標準値の設定</p> <p>「化学物質の曝露による産業中毒分野」</p> <p>産業の発展に伴い、新規化学物質は次々と生成されており、有害なものも少なくないことから、化学物質の曝露による産業中毒の診断・治療に役立つ曝露指標の確立のための研究に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロテオミクスによる感受性物質の曝露評価法の開発について、in vitroの検討を行った。グルタルアルデヒド(GA)とヒトアルブミン(HSA)をin vitroで反応させ、GAの結合サイトの一部を明ら

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
			<p>かにした。</p> <p>【研究報告書】化学物質の曝露による産業中毒</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シックハウス症候群(SHS)・化学物質過敏症(MCS)の鑑別診断法として心理テスト(STAI・POMS)が使用出来ることが判明した。 <p>【研究報告書】化学物質の曝露による産業中毒</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害化学物質のデータベースを充実させるため、150の物質を追加・公開し、総計1,411物質とした。 <p>【研究報告書】化学物質の曝露による産業中毒</p> <p>【リーフレット】産業中毒化学物質情報</p> <p>「業務の過重負荷による脳・心臓疾患(過労死)分野」</p> <p>高血圧・糖尿病等の生活習慣病を抱える勤労者が業務の過重負荷により、脳・心臓疾患を発症し、過労死に至るケースは依然として多く、社会問題となっている。このため、過重労働による脳・心臓疾患の発症要因の解明及び予防対策の確立の研究に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過労死につながる可能性のある脳血管障害、虚血性心疾患などの発症について、時間外労働時間等の量的負荷の他、自覚的労働負荷など質的負荷を評価することにより、その関連を明らかにした。 <p>【研究報告書】業務の過重負荷と脳・心疾患発症との関連に関する調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間の残業時間を500時間で分けた場合のメタボリックシンドローム及び予備軍発症のオッズ比を検討すると、残業時間500時間を越えると、40歳未満及び40歳から44歳までの群でメタボリックシンドロームのリスクが増大することが明らかとなった。 <p>【冊子】勤労者の残業時間とメタボリックシンドローム保有状況の関係についての調査研究 - メタボリックシンドロームの発症要因としての長時間労働 -</p> <p>【研究報告書】勤労者の残業時間とメタボリックシンドローム保有状況の関係についての調査研究</p> <p>「職場復帰のためのリハビリテーション分野」</p> <p>円滑な職場復帰を図るためには、それぞれの患者の障害の状況、職場での作業内容等に対応した職場復帰プログラムに基づくリハビリテーション医療が必要であるが、今期の研究では、脳血管障害就労者の職場復帰のためのモデル・システムを開発する研究に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脳梗塞患者に対する職場復帰を促進する因子を検討し、新しいモデル・システムを提案した。 <p>【冊子】早期職場復帰を可能にするリハビリテーションのモデル・システムの研究開発 - 脳血管障害就労者の早期職場復帰を目指して -</p> <p>【研究報告書】早期職場復帰を可能にする各種疾患(特に脳血管障害)に対するリハビリのモデル・システムの研究・開発</p> <p>なお、研究・開発の実施に当たっては、産業医科大学、東京大学等大学のほか、労働安全衛生総合研究所、新潟手の外科研究所等研究機関から職員を共同研究者、研究アドバイザーとして参画いただくなど連携を図った。また、医師以外の診療放射線科技師等コメディカル部門についても参画を促進した。</p>

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績								
	<p>ア これまでの診療実績・研究実績等を踏まえ、13分野毎に中核病院を定めるとともに、「労災疾病等研究・開発、普及ネットワーク」を構築することにより、研究テーマ毎にモデル医療やモデル予防法の研究開発に必要な臨床データ等を全国的・体系的に集積する。</p> <p>イ 研究開発されたモデル医療等の円滑な普及を図るため、次のような取組を行う。</p> <p>医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などを掲載したデータ・ベース（ホームページ）を構築し、中期目標期間の最終年度において、アクセス件数を10万件以上（ ）得る。 （参考：平成14年度実績 4,124件（産業中毒、じん肺、腰痛データ・ベース））</p>	<p>ア 「労災疾病等研究・開発、普及ネットワーク」を活用して、全労災病院から収集した研究・開発に必要な臨床データに基づき必要な分析等を行うなど、最終報告書の作成に向けた所要の作業に取り組む。</p> <p>また、機構本部においては、研究に係る的確な進行管理及び支援活動に取り組む。</p> <p>なお、アスベスト関連疾患分野の研究等に活用するため、「労災疾病等研究・開発、普及ネットワーク」の一環である「石綿関連疾患データベース」に係る症例登録を推進するとともに、ハード及びソフトの両面から環境整備に取り組む。</p> <p>イ 研究開発されたモデル医療等の円滑な普及を図るため、次のような取組を行う。</p> <p>なお、平成20年度から本格的にモデル医療等の普及活動に移行することを念頭に置いて、普及計画検討委員会（仮称）等の設置等により効果的な普及活動の在り方等に関する検討に着手する。</p> <p>ホームページ等情報提供に関すること</p> <p>() これまでの研究開発を通じて得られた知見をホームページに随時掲載することにより、最新情報の発信に努める。</p> <p>() 騒音、電磁波等による感覚器障害分野、業務の過重負荷による脳・心臓疾患（過労死）分野に関し、これまでの研究成果を基に、労災指定医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などを掲載したデータ・ベース（ホー</p>	<p>ア 各研究分野においては、「労災疾病等研究・開発、普及ネットワーク」を活用することにより、全労災病院から研究・開発に必要な臨床データを収集し、分析等を行うなど、所要の作業を実施し、最終報告書を作成した。</p> <p>また、機構本部においては、研究者が効率的に研究に取り組むため、ネットワークシステムの随時の改修、必要な機器の整備等、研究環境の整備に努めるとともに、研究・開発計画に遅れが出ないような確な進行管理と支援活動を実施した。</p> <p>なお、アスベスト関連疾患分野の研究等に活用するため、「労災疾病等研究・開発、普及ネットワーク」の一環である「石綿関連疾患データベース」に係る症例登録を推進した。</p> <p>イ 研究開発されたモデル医療等の円滑な普及を図るため、次のような取組を行った。</p> <p>なお、平成20年度からの本格的なモデル医療等の普及活動に当たり、平成19年3月、「労災疾病等13分野医学研究開発成果普及計画検討委員会設置要綱」を策定し、「労災疾病等13分野医学研究開発成果普及計画検討委員会」を設置した。平成19年11月、本委員会において「労災疾病等13分野医学研究開発成果普及事業実施要領」を策定し、各分野の主任研究者に普及計画書の策定指示を行った。その後、各分野から提出された普及計画書について、本委員会において検討を行った結果、平成20年3月に開催した本委員会において全ての普及計画書の承認を行い、平成20年度から効果的かつ効果的な普及活動を実施するための体制整備を図った。</p> <p>ホームページ等情報提供に関すること 労災疾病等13分野の知見等研究成果をタイムリーに情報提供すべく次のとおり取り組んだ。</p> <p>() これまでの研究開発を通じて得られた知見をホームページに随時掲載することにより、最新情報の発信に努め、多くの利用を得た。</p> <p>() 騒音、電磁波等による感覚器障害分野及び業務の過重負荷による脳・心臓疾患（過労死）分野に関して、これまでの研究成果を基に、労災指定医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などを掲載したデータ・ベース（ホームページ）を構築した。これにより、既存のデータ・ベース（ホームページ）と併せたアクセス件数は、13万638件となった。</p> <p>データ・ベースアクセス件数の推移</p> <table border="1" data-bbox="1570 1449 2011 1505"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>14,630件</td> <td>38,260件</td> <td>99,043件</td> <td>130,638件</td> </tr> </tbody> </table>	16年度	17年度	18年度	19年度	14,630件	38,260件	99,043件	130,638件
16年度	17年度	18年度	19年度								
14,630件	38,260件	99,043件	130,638件								

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
	<p>労災病院の医師等に対してモデル医療等に係る指導医育成の教育研修を実施する</p> <p>中期目標期間中に、日本職業・災害医学会等関連医学会において、14研究・開発テーマに関し30件以上()の学会発表を行う。 (参考：研究開発期間中と終了時に、それぞれ1回以</p>	<p>ムページ)を構築し、既存のデータ・ベース(ホームページ)と併せてアクセス件数6万2千件以上を得る。</p> <p>【既存データ・ベース(ホームページ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体への過度の負担による筋・骨格系疾患 ・振動障害 ・化学物質の曝露による産業中毒 ・粉じん等による呼吸器疾患 ・職場復帰のためのリハビリテーション ・勤労者のメンタルヘルス ・四肢切断、骨折等の職業性外傷 ・せき髄損傷 ・高・低温、気圧、放射線等物理的因子 ・働く女性のためのメディカル・ケア <p>労災病院の医師等に対してモデル医療等に係る指導医育成の教育研修を引き続き実施するとともに、次の取組を新たに実施する</p> <p>()平成19年度から普及活動に移行する振動障害分野について、労災病院の担当医を対象として、振動障害検査機器(FSBP%)の取扱いに係る実技研修を行う。</p> <p>()厚生労働省の委託事業である既存の研修に加え、機構独自の取組として、産業医等を対象とした新規研修事業の実施を検討する。</p>	<p>【各分野のデータ・ベース(ホームページ)】</p> <p>身体への過度の負担による筋・骨格系疾患 振動障害 化学物質の曝露による産業中毒 粉じん等による呼吸器疾患 職場復帰のためのリハビリテーション 勤労者のメンタルヘルス 四肢切断、骨折等の職業性外傷 せき髄損傷 高・低温、気圧、放射線等の物理的因子による疾患 働く女性のためのメディカル・ケア アスベスト関連疾患 騒音、電磁波等による感覚器障害 業務の過重負荷による脳・心臓疾患(過労死)</p> <p>教育研修に関すること</p> <p>労災病院の医師等に対してモデル医療等に係る指導医育成の教育研修を引き続き実施し、次の取組を新たに実施した。</p> <p>()平成19年度から普及活動に移行する振動障害分野については、労災病院の担当医を対象として、振動障害検査機器(FSBP%)の取扱いに係る実技研修を全国5か所で延べ10回実施した。</p> <p>()厚生労働省の委託事業である既存の研修に加え、減少する専門医の養成のため、機構独自の取組として、じん肺健診等に携わる医師を対象に「じん肺診断技術研修」を実施(平成19年8月23日、24日)した。受講者38名からは、じん肺エックス線写真読影実習が充実していたなど、高い評価を得た。</p> <p>学会発表等に関すること</p> <p>国外では、アメリカ手の外科学会、国際頸椎学会、国際ストレス学会等関連医学会等において17の学会発表を行い、国内では、日本肺癌学会、日本脊椎脊髄病学会、日本リハビリテーション医学会等関連医学会において86の学会発表を行った。</p> <p>なお、日本職業・災害医学会においては、「労災疾病等13分野研究の報告」と題して、13分野の主任研究者等が一同に会し</p>

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績																																						
<p>勤労者に対する過労死予防等の推進</p> <p>勤労者の健康確保を図るため、過重労働による健康障害の防止、心の健康づくり、勤労女性の健康管理を推進し、中期目標期間中、勤労者の過労死予防対策の指導を延べ23万人以上（1）、メンタルヘルス不全予防対策の勤労者心の電話相談を延べ5万5千人以上（2）、勤労女性に対する女性保健師による生活指導を延べ7千人以上（3）実施すること。</p> <p>また、利用者から、職場における健康確保に関して、有用であった旨の評価を70%以上得ること。</p> <p>（参考1：平成14年度実績17,887人） （参考2：平成14年度実績7,838人） （参考3：平成14年度実績8,555人）</p>	<p>上実施）</p> <p>ウ 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」を踏まえ、外部委員を含む研究評価委員会を設置して、各研究テーマの事前評価を行い、以降毎年度、中間・事後評価を行うことで、その結果を研究計画の改善に反映する。</p> <p>勤労者に対する過労死予防等の推進</p> <p>勤労者に対する過労死予防等の推進に関し示された中期目標を達成するため、次のような取組を行う。</p> <p>ア 労働衛生関係機関との連携や予防関連学会等からの最新の予防法の情報収集等により、指導・相談の質の向上を図る。</p>	<p>ウ 各研究開発計画の中間・事後評価を行うため、外部委員を含む業績評価委員会医学研究評価部会を開催し、研究開発計画の達成度等に係る総括的な評価を実施する。</p> <p>また、研究分野ごとの普及計画の検討に当たって、医学研究評価部会の外部委員等に対し専門的見地からの指導・助言を依頼することにより、普及活動に反映させる。</p> <p>勤労者に対する過労死予防等の推進</p> <p>勤労者の健康確保を図るための勤労者予防医療センターにおける取組については、平成18年度において、勤労者の過労死予防対策の指導及び勤労女性に対する女性保健師による生活指導に係る中期目標上の数値目標を達成し、メンタルヘルス不全予防対策の勤労者心の電話相談の数値目標についても平成19年度中に達成見込みとなることから、機構において新たな数値目標を過去の実績を踏まえ以下のとおり定め、積極的な予防医療活動を展開する。</p> <p>勤労者の過労死予防対策の指導を延べ12万8千人以上、メンタルヘルス不全予防対策の勤労者心の電話相談を延べ1万8千人以上、勤労女性に対する女性保健師による生活指導を延べ3千5百人以上実施する。また、利用者満足度調査を引き続き実施し、利用者から職場における健康確保に関して有用であった旨の評価を70%以上得る。</p> <p>なお、これらの数値目標を達成するため、次のような取組を行う。</p> <p>ア 指導・相談の質の向上を図るため、労働衛生関係機関との連携を促進するとともに、予防関連学会や各種協会が実施するスキルアップ研修に参加して最新の予防法の情報収集等し、指</p>	<p>研究成果の発表を行った。</p> <p>ウ 外部委員を含む業績評価委員会医学研究評価部会を平成20年2月19日及び21日に開催し、「振動障害」分野については事後評価（達成度、研究成果の意義等）を、その他の分野については中間評価（達成度、今後の研究開発計画の妥当性等）を実施した。</p> <p>なお、全ての分野について、研究開発計画の推進と併せて、本研究により得られた成果を報告論文にまとめ、今後学会、研修会、講習会等による発表やホームページ等の方法により情報提供を行う等普及活動の推進に努めることとしている。</p> <p>勤労者に対する過労死予防等の推進</p> <p>勤労者の過労死予防対策の指導人数</p> <table border="1" data-bbox="1496 571 2078 635"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80,876人</td> <td>113,672人</td> <td>135,238人</td> <td>157,032人</td> <td>486,818人</td> </tr> </tbody> </table> <p>勤労者心の電話相談人数</p> <table border="1" data-bbox="1496 667 2078 730"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,878人</td> <td>15,249人</td> <td>18,580人</td> <td>23,829人</td> <td>70,536人</td> </tr> </tbody> </table> <p>勤労者女性に対する女性保健師による生活指導人数</p> <table border="1" data-bbox="1496 762 2078 826"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,122人</td> <td>3,280人</td> <td>3,884人</td> <td>3,864人</td> <td>13,150人</td> </tr> </tbody> </table> <p>利用者から職場における健康管理に関して有用であった旨の評価</p> <table border="1" data-bbox="1496 858 1966 922"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>81.7%</td> <td>90.6%</td> <td>90.9%</td> <td>90.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>勤労者の健康確保を図るため、勤労者予防医療センターにおいて次のような取組を行い、勤労者の過労死予防対策の指導を延べ157,032人、メンタルヘルス不全予防対策の勤労者心の電話相談を延べ23,829人、勤労女性に対する女性保健師による生活指導を延べ3,864人実施した。</p> <p>また、利用者満足度調査を利用者3,314人に対して実施し、2,882人の回答者のうち職場における健康確保に関して有用である旨の評価を90.6%得た。</p> <p>なお、調査にて把握した利用者の意見についての評価、分析を行い必要に応じて希望分野の講習の開催、運動器具の整備など迅速な対応を行い事業に反映した。</p> <p>ア 指導・相談の質の向上を図るため、労働衛生関係機関との連携を図り、平成20年度から実施される「特定保健指導」実務者のための研修会等の講師としてスタッフを派遣した。また、地域レベルで組織される各種委員会等に参画し、予防医療に関する社会の方向性等を把握するとともに、予防関連学会等からの最新の予防法の情報収集等を行い指導・相談業務等に活用し、指導の好事例等について</p>	16年度	17年度	18年度	19年度	合計	80,876人	113,672人	135,238人	157,032人	486,818人	16年度	17年度	18年度	19年度	合計	12,878人	15,249人	18,580人	23,829人	70,536人	16年度	17年度	18年度	19年度	合計	2,122人	3,280人	3,884人	3,864人	13,150人	16年度	17年度	18年度	19年度	81.7%	90.6%	90.9%	90.6%
16年度	17年度	18年度	19年度	合計																																					
80,876人	113,672人	135,238人	157,032人	486,818人																																					
16年度	17年度	18年度	19年度	合計																																					
12,878人	15,249人	18,580人	23,829人	70,536人																																					
16年度	17年度	18年度	19年度	合計																																					
2,122人	3,280人	3,884人	3,864人	13,150人																																					
16年度	17年度	18年度	19年度																																						
81.7%	90.6%	90.9%	90.6%																																						

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
	<p>イ 勤労者等の利便性の向上を図るため、指導・相談等の実施時間帯の設定に配慮する。</p> <p>ウ 利用者の満足度調査を毎年度実施し、結果を指導・相談内容に反映させることにより、その質の向上を図る。</p>	<p>導・相談業務等に活用する。さらに、各事業において得られた指導方法についての好事例等を各種学会等で発表するなどして情報交換を行うことにより指導の質の向上を図る。また、業務指導を実施し適切な事業が行われているか検証するとともに好事例の収集等を行い各施設にフィードバックする。</p> <p>イ 勤労者等の利便性の向上を図るため、利用しやすい指導・相談等の実施時間帯の設定に配慮した事業を展開する。 また、企業への出張講習等についても、時間、利便性を考慮した積極的な事業を展開する。</p> <p>ウ 利用者の満足度調査と併せて、企業の事業主を対象とした勤労者の健康保持増進に関するニーズ調査について、本年度も調査内容を吟味した上で実施する。得られた結果について評価、分析し企業のニーズに即した事業展開を行う。 また、実施中のメタボリックシンドロームに対する適切な生活指導を確立するための調査研究により予防医療センターが利用者の健康確保の寄与に貢献していることを検証するとともに、メタボリックシンドロームの成因を明らかにし、メタボリックシンドロームの予防に繋げること及び非薬物療法（食事療法、運動療法）による効果的な治療法を確立する。 さらに、得られた成果については日本職業・災害医学会等において発表する。</p>	<p>は、各種学会等で発表した。 さらに、これまでの事業で培った知見を社会に周知するため「メタボリックシンドローム予防・解消ハンドブック」作成に着手した。（成果物については平成20年度6月に出版） メンタルヘルス不全予防対策「勤労者心の電話相談」については、相談対応の更なる向上を図るため、専門医師を中心に定期的に研修会を行った。 また、適正な事業を実施するための業務指導を実施し、指導で得られた取組状況に関する好事例や留意事項については、業務の活性化のための資料として取り纏め、全施設にフィードバックした。 働く女性健康をサポートすることを目的に開催している「女性医療フォーラム」の過去5回を取り纏めた「働く女性のためのヘルスサポートガイド」を作成した。</p> <p>イ 勤労者の利便性の向上を図るため、平日17時以降の利用しやすい時間帯や土、日、祭日に指導・相談等を行い、出張による個別指導・講習会についても企業等の希望に合わせた時間帯に実施した。 また、来所が困難な勤労者に対して、郵便を利用した栄養指導やホームページ上で管理栄養士が作成した健康食レシピを公開した。 さらに企業と合同で「朝のストレッチビデオ」、「重度障害者の従業員のための運動」や作業形態に対応した「VDT障害防止」、「腰痛予防」のビデオ、DVDを作成し従業員の健康保持増進に努めた。 メンタルヘルス不全対策の推進としては、人事異動、入退職等による心の問題に対応するため通話料無料のフリーダイヤルキャンペーンを実施した。（平成20年3月から4月末まで）</p> <p>ウ 企業の事業主を対象とした勤労者の健康保持増進に関するニーズ調査については、3,575社に対してアンケート調査を行い、1,302社から回答を得た。得られた結果について評価、分析を行い企業のニーズに応じたテーマでの講習会の開催や時間外及び出張による指導や講習会を行った。 また、センター共同で「メタボリックシンドロームに対する適切な生活指導を確立するための調査研究」及び「メタボリックシンドロームの効果的な指導法及び指導を阻害する要因を調査するための研究」を実施した。さらに各センターが個別に作業態様と疾病の発症との因果関係及び増悪の防止について調査研究を実施し、その成果を日本職業・災害医学会等において発表した。</p>

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績																																																				
<p>勤労者医療の地域支援の推進 労災病院においては、地域における勤労者医療を支援するため、紹介患者の受け入れなど地域の労災指定医療機関との連携を推進するとともに、労災指定医療機関を対象にしたモデル医療普及のための講習、労災指定医療機関等からの高度医療機器を用いた受託検査を行うこと。</p> <p>また、利用した労災指定医療機関、産業医等から診療や産業医活動の上で有用であった旨の評価を70%以上得ること。</p>	<p>勤労者医療の地域支援の推進 労災病院においては、勤労者医療の地域支援の推進に示された中期目標を達成するため、次のような取組を行う。</p> <p>ア 患者紹介に関する労災指定医療機関との連携機能を強化すること等により、中期目標期間の最終年度までに、患者紹介率を40%以上（1）とする。</p> <p>イ 労災疾病に関するモデル医療を普及するため、労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して、労災指定医療機関等の診療時間等に配慮して症例検討会や講習会を設定することにより、中期目標期間中、延べ3万2千人以上（2）に対し講習を実施する。</p> <p>また、モデル医療に関し、多様な媒体を用いた相談受付を実施する。</p> <p>ウ 高度医療機器の利用促進を図るため、ホームページ・診療案内等による広報を実施し、高度医療機器を用いた受託検査を中期目標期間中、延べ6万件以上（3）実施する。</p> <p>エ 利用者である労災指定医療機関等に対するニーズ調査・満足</p>	<p>勤労者医療の地域支援の推進 地域医療連携室において次のような取組を行うとともに、利用者である労災指定医療機関等に対するニーズ調査・満足度調査を実施し、利用者から診療や産業医活動を実施する上で有用であった（役に立った）旨の評価を70%以上得る。</p> <p>ア 地域医療連携室において労災指定医療機関等との連携機能を強化することにより、40%以上の患者紹介率を確保する。</p> <p>イ 労災疾病に関するモデル医療を普及するため、労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して、労災指定医療機関の診療時間等に配慮した時間帯に症例検討会や講習会を開催するとともに、モデル医療に関する相談をFAXや電話等により受け付けられるよう媒体の多様化を図り、1万3千人以上を対象にモデル医療の普及を行う。</p> <p>ウ CT、MRI、ガンマカメラ、血管撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ・診療案内等により積極的に広報し、延べ2万3千件以上の受託検査を実施する。</p> <p>エ ニーズ調査・満足度調査の結果を検討し、調査において出さ</p>	<p>勤労者医療の地域支援の推進 地域医療連携室において次のような取組を行うとともに、利用者である労災指定医療機関等に対するニーズ調査・満足度調査を実施し、利用者から診療や産業医活動を実施する上で有用であった（役に立った）旨の評価について77.7%の評価を得た。</p> <p>診療や産業医活動を実施する上で有用であった旨の評価</p> <table border="1" data-bbox="1507 288 1917 349"> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> <tr> <td>78.6%</td> <td>77.0%</td> <td>74.4%</td> <td>77.7%</td> </tr> </table> <p>地域医療支援病院</p> <table border="1" data-bbox="1507 379 1917 440"> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> <tr> <td>3施設</td> <td>3施設</td> <td>5施設</td> <td>9施設</td> </tr> </table> <p>地域がん診療連携拠点病院</p> <table border="1" data-bbox="1507 470 1917 531"> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> <tr> <td>4施設</td> <td>4施設</td> <td>8施設</td> <td>10施設</td> </tr> </table> <p>ア 地域医療連携室において、労災指定医療機関等に対してFAX等による直接予約システムを導入するとともに、地域連携パスの導入など労災指定医療機関との医療連携に取り組んだ結果、49.8%の紹介率を確保した。</p> <p>患者紹介率</p> <table border="1" data-bbox="1525 675 1939 735"> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> <tr> <td>38.6%</td> <td>42.3%</td> <td>44.7%</td> <td>49.8%</td> </tr> </table> <p>イ 労災疾病に関するモデル医療を普及するため、労災指定医療機関の医師（以下「労災指定医」という。）及び産業医等に対して、労災指定医等の診療時間等利便性に配慮した時間帯に症例検討会や講習会を開催するとともに、モデル医療に関する相談をFAXや電話等により受け付けられるように相談方法の多様化を図り、労災指定医療機関等の医師20,436人を対象にモデル医療の普及を行った。</p> <p>アスベスト関連疾患に係る研修会等の開催 喫緊の課題となっている石綿（アスベスト）関連疾患に係る医師を対象としたアスベスト診断技術研修（基礎・専門研修）、病理医師を対象としたアスベスト小体計測検査技術研修会を開催し、延べ1,019人の労災指定医等が受講した。</p> <p>女性医療フォーラムの開催 働く女性を医療の面から支援することを目的として、名古屋で「女性医療フォーラム」を開催（平成19年11月：159人参加）し診断技術、モデル医療の普及に努めた。</p> <p>症例検討会・講習会参加人数</p> <table border="1" data-bbox="1525 1220 2045 1281"> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>16,386人</td> <td>18,681人</td> <td>22,395人</td> <td>20,436人</td> <td>77,898人</td> </tr> </table> <p>ウ CT・MRI、ガンマカメラ、血管造影撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ・診療案内等により積極的に広報し、延べ29,082件の受託検査を実施した。</p> <p>受託検査件数</p> <table border="1" data-bbox="1525 1396 2067 1457"> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>23,092件</td> <td>27,119件</td> <td>27,538件</td> <td>29,082件</td> <td>106,831件</td> </tr> </table> <p>エ 平成18年9月1日から平成19年8月31日までの期間中に紹介実績のある医師に対して、ニーズ調査（医療情報の提供、医療水</p>	16年度	17年度	18年度	19年度	78.6%	77.0%	74.4%	77.7%	16年度	17年度	18年度	19年度	3施設	3施設	5施設	9施設	16年度	17年度	18年度	19年度	4施設	4施設	8施設	10施設	16年度	17年度	18年度	19年度	38.6%	42.3%	44.7%	49.8%	16年度	17年度	18年度	19年度	合計	16,386人	18,681人	22,395人	20,436人	77,898人	16年度	17年度	18年度	19年度	合計	23,092件	27,119件	27,538件	29,082件	106,831件
16年度	17年度	18年度	19年度																																																				
78.6%	77.0%	74.4%	77.7%																																																				
16年度	17年度	18年度	19年度																																																				
3施設	3施設	5施設	9施設																																																				
16年度	17年度	18年度	19年度																																																				
4施設	4施設	8施設	10施設																																																				
16年度	17年度	18年度	19年度																																																				
38.6%	42.3%	44.7%	49.8%																																																				
16年度	17年度	18年度	19年度	合計																																																			
16,386人	18,681人	22,395人	20,436人	77,898人																																																			
16年度	17年度	18年度	19年度	合計																																																			
23,092件	27,119件	27,538件	29,082件	106,831件																																																			

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績																																				
<p>一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的医療の提供</p>	<p>度調査を毎年度実施し、地域支援業務の改善に反映する。 (参考1:平成14年度実績 30.3%) (参考2:平成14年度実績5,987人×5年間の5%増) (参考3:平成14年度実績11,364件×5年間の5%増) 一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的医療の提供</p>	<p>れた意見を各労災病院の地域支援業務の改善に反映し、より高い評価が得られるよう努める。 一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的医療の提供</p>	<p>準、診療時間対等のアンケート調査)を実施し、この調査結果に基づき労災指定区及び産業医等からの示された意見、要望を地域医療連携室へフィードバックして業務改善に反映した。</p> <p>一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的医療の提供</p> <p>急性期医療への対応 急性期化に対応した診療体制の構築 ・平均在院日数の短縮並びに看護師確保により急性期化に対応した診療体制の構築を図った。</p> <p>平均在院日数</p> <table border="1" data-bbox="1559 600 1973 660"> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> <tr> <td>18.6日</td> <td>17.5日</td> <td>16.2日</td> <td>16.1日</td> </tr> </table> <p>一般病棟入院基本料上位算定</p> <table border="1" data-bbox="1559 692 2074 813"> <tr> <th></th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> <tr> <td>7対1</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1施設</td> <td>5施設</td> </tr> <tr> <td>10対1</td> <td>15施設</td> <td>15施設</td> <td>30施設</td> <td>27施設</td> </tr> <tr> <td>13対1</td> <td>17施設</td> <td>17施設</td> <td>1施設</td> <td>-</td> </tr> </table> <p>16年度の10対1は2対1、13対1は2.5対1</p> <p>救急医療体制の強化 ・労働災害への対応を含めた救急体制の強化を行うことにより、救急搬送患者の受入れの増加を図った。</p> <p>救急搬送患者数</p> <table border="1" data-bbox="1559 959 1973 1019"> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> <tr> <td>64,472人</td> <td>66,699人</td> <td>67,942人</td> <td>68,206人</td> </tr> </table> <p>地域医療連携の強化 ・地域の医療機関との間であらかじめ特定の疾患に関する連携バスを策定することにより、シームレスな地域医療連携の実現</p> <p>地域連携バス</p> <p>大腿骨頸部骨折 18年度 19年度 11施設 13施設</p> <p>脳梗塞 18年度 19年度 3施設 8施設</p> <p>その他(脳卒中、NST等) 18年度 19年度 4施設 8施設</p> <p>急性期リハビリテーションの推進 ・被災労働者、勤労者をはじめとした入院患者の早期社会復帰を図るため、リハビリテーションの急性期化を図った。</p>	16年度	17年度	18年度	19年度	18.6日	17.5日	16.2日	16.1日		16年度	17年度	18年度	19年度	7対1	-	-	1施設	5施設	10対1	15施設	15施設	30施設	27施設	13対1	17施設	17施設	1施設	-	16年度	17年度	18年度	19年度	64,472人	66,699人	67,942人	68,206人
16年度	17年度	18年度	19年度																																				
18.6日	17.5日	16.2日	16.1日																																				
	16年度	17年度	18年度	19年度																																			
7対1	-	-	1施設	5施設																																			
10対1	15施設	15施設	30施設	27施設																																			
13対1	17施設	17施設	1施設	-																																			
16年度	17年度	18年度	19年度																																				
64,472人	66,699人	67,942人	68,206人																																				

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績																			
<p>ア 労災病院においては、別紙に示された13分野の労災疾病について、他の医療機関では対応が困難な高度・専門的医療を提供するとともに、その質の向上を図ること。</p> <p>なお、労災看護専門学校においては、労災病院における勤労者医療の推進に必要な専門性を有する看護師を養成すること。</p>	<p>ア 労災病院においては、次のような取組により、中期目標の別紙に示す13分野の労災疾病について、他の医療機関では対応が困難な高度・専門的医療を提供するとともに、その質の向上を図る。</p> <p>13分野毎の専門医からなる検討委員会を設置し、各分野毎に臨床評価指標を策定する。当該指標により、医療の質に関する自己評価を行う。</p> <p>研究・開発されたモデル医療を臨床の現場で実践し、症例検討会等で評価を行うとともに、その結果をフィードバックし研究に反映させる。</p> <p>労災看護専門学校において、勤労者の健康を取り巻く現況や職業と疾病との関連性等に関するカリキュラムを拡充することにより、勤労者医療の専門的知識を有する看護師を育成する。</p> <p>労災リハビリテーション工学センターにおいて工学技術を用い義肢装具等の研究・開発を実施し、その成果をリハビリテーションに活用する。</p>	<p>ア 13分野の疾病に関する高度・専門的医療を提供するとともに、提供する医療の質の向上を図るため、労災病院において次のような取組を行う。</p> <p>新たにアスベスト関連疾患分野を加えた労災疾病等13分野について、分野毎の臨床評価指標に係る集積した基礎データを各労災病院へフィードバックするとともに、基礎データと自院のデータとの比較により医療の質に関する自己評価を行う。</p> <p>労災看護専門学校において、勤労者医療に関する特別講義(7.5時間4単位)を含む新カリキュラムに基づき、専門的知識を有する看護師を育成する。</p> <p>労災リハビリテーション工学センターにおいては、歩行訓練の工学的研究、麻痺患者に対する機能的電気刺激の応用研究に基づき義肢装具等を</p>	<table border="0"> <tr> <td></td> <td>18年度</td> <td>19年度</td> </tr> <tr> <td>運動器リハ</td> <td>32施設</td> <td>32施設</td> </tr> <tr> <td>脳血管疾患リハ</td> <td>29施設</td> <td>32施設</td> </tr> <tr> <td>心大血管リハ</td> <td>2施設</td> <td>4施設</td> </tr> <tr> <td>呼吸器リハ</td> <td>28施設</td> <td>28施設</td> </tr> </table> <p>医療の高度・専門化</p> <p>学会等への積極的参加</p> <ul style="list-style-type: none"> 大学・学会との連携強化を図り、最新技術、知識の修得及び実践を通じて高度な医療を提供した。各種学会認定施設数；633施設（日本胸部外科学会、日本救急外科学会等75学会） <p>専門センター化によるチーム医療の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 従来の診療科別から、臓器別・疾病別の専門センターを設置することにより、高度専門的医療を提供するとともに、職種及び診療科の枠を超えたチーム医療を提供する。専門センター数；129施設（消化器センター、脊椎外科センター、糖尿病センター等） <p>高度医療機器の計画的整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 高度・専門的な医療を提供し、医療の質の向上を図るため、より高度な治療機器、より正確な診断機器等の整備を行った。 <p>ア 13分野の疾病に関する高度・専門的医療を提供するとともに、提供する医療の質の向上を図るため、労災病院において次のような取組みを行った。</p> <p>労災疾病に関する臨床評価指標に基づく評価</p> <p>分野毎の臨床評価指標について、集積した基礎データを各労災病院にフィードバックするとともに、基礎データと自院データとの比較により医療の質に関する自己評価を行った。</p> <p>(評価結果)</p> <table border="0"> <tr> <td>A</td> <td>14疾病</td> </tr> <tr> <td>A'</td> <td>1疾病</td> </tr> </table> <p>労災看護専門学校において、勤労者医療の専門的知識を有する看護師を育成するため、勤労者医療概論やメンタルヘルスマネジメント等の特別講義(7.5時間4単位)を含むカリキュラムに基づき、労災病院における勤労医療の役割や勤労者の職業と疾病との関連性等に関する教育を実施した。</p> <p>工学的研究成果のリハビリテーションへの活用</p> <p>労災リハビリテーション工学センターにおいては、義肢装具等の開発、歩行訓練の工学的研究及び機能的電気刺激の応用研究を推進し、麻痺患者等への運動機能再建の研究のために、吊り上げトレッドミルを用いた歩行訓練として、29人の麻痺患者に対し</p>		18年度	19年度	運動器リハ	32施設	32施設	脳血管疾患リハ	29施設	32施設	心大血管リハ	2施設	4施設	呼吸器リハ	28施設	28施設	A	14疾病	A'	1疾病
	18年度	19年度																				
運動器リハ	32施設	32施設																				
脳血管疾患リハ	29施設	32施設																				
心大血管リハ	2施設	4施設																				
呼吸器リハ	28施設	28施設																				
A	14疾病																					
A'	1疾病																					

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
	<p>次の()及び()の取組により、高度・専門的医療の提供に必要な優秀な人材を確保するとともに、その資質の向上を図る。</p> <p>() 勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ臨床研修プログラムを作成し、医師臨床研修に積極的に取り組むことにより、優秀な医師を育成、確保する。</p> <p>また、労災疾患に意欲を燃やす医師を確保するため、労災病院の研修医募集ガイドブックを改定の上、関係大学等への広報活動を図るとともに、研修医確保のための合同セミナーに積極的に参加し、集まった医学生、研修医に配布する等により労災病院への関心を促し、優秀な医師の確保を図る。</p> <p>() 毎年度、研修カリキュラムを検証し、職種毎の勤労者医療に関する研修内容ははじめとする専門研修内容を充実することにより、職員個々の資質の向上を図る。</p>	<p>開発するとともに、その成果をリハビリテーションに活用する。</p> <p>高度・専門的医療を提供できる優秀な人材を確保するとともに資質の向上を図るため、次のとおり取り組む。</p> <p>() 医師臨床研修指定病院においては、勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ臨床研修プログラムに基づいて医師臨床研修に積極的に取り組むことにより、優秀な医師を育成、確保する。</p> <p>また、労災疾患に意欲を燃やす医師を確保するため、労災病院の研修医募集ガイドブックを改定の上、関係大学等への広報活動を図るとともに、研修医確保のための合同セミナーに積極的に参加し、集まった医学生、研修医に配布する等により労災病院への関心を促し、優秀な医師の確保を図る。</p> <p>() 看護師についても看護職員募集ガイドブックを改定の上、看護系大学等への広報活動及び合同就職説明会に積極的に参加する。また、新卒看護師の教育を充実し、優秀な看護師の確保を図る。</p> <p>() 研修における受講者の理解度に関するアンケート調査、労災病院における患者満足度調査の結果等を検証し、専門研修内容及び研修カリキュラムの充実に反映</p>	<p>て延べ1,153回のデータ分析を実施した。</p> <p>また、吊り上げトレッドミルと民間企業との共同開発である歩行アシスト装置及び筋肉への電気刺激等の装置を組み合わせた、せき髄不全麻痺患者の歩行訓練のためのリハビリテーションシステム(運動補助システム)を10月に、足こぎ車いすに係る駆動力自動解除式一方駆動装置について7月に、それぞれ特許申請を行った。さらに平成18年3月に特許申請を行った荷重ブレーキ式長下肢装具について、平成19年12月に国内再出願を行った。これらの研究成果について学会での発表、医学誌への掲載、国際福祉健康産業展への出展などを通して広報活動に努めた。</p> <p>優秀な人材の確保・育成</p> <p>高度・専門的医療を提供できる優秀な人材を確保するとともに資質の向上を図るため、次のとおり取組を行った。</p> <p>() 各労災病院においては、勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ臨床研修プログラムに基づいて臨床研修に取り組むとともに、病院見学や研修病院合同セミナー等の機会を利用して病院のPRを行うことにより、優秀な医師の育成、確保に努めた。</p> <p>また、本部においては、研修医募集ガイドブック(改訂版)を2千部作成し、医学生や関係大学等に配布するとともに、機構ホームページや医師募集サイトへの募集広告の掲載や労災病院群の共同、連携による後期臨床研修の改善等により、優秀な医師の確保・育成に係る支援を行った。</p> <p>さらに、各労災病院における臨床指導医及び研修医の資質向上を図るための新たな取組として、国の開催指針に基づく臨床研修指導医講習会を実施(2月から3月)するとともに、初期研修医を対象とした本部集合研修を2回実施(7月及び9月)した。これらを通じて労災病院及び勤労者医療に関する理解を促すとともに、各労災病院における臨床研修の紹介や意見交換を行うことにより医師確保にも資する内容とした。</p> <p>優秀な医師を確保する施策の一環として、育児によりフルタイム勤務が困難な医師のために短時間勤務制度(正規職員)を創設した(平成20年3月)。</p> <p>() 優秀な看護師を確保するため、全国の労災病院を記載した看護職員募集ガイドブック及びポスターを作成し、全国の看護系大学を始めとした看護系養成所へ配付するとともに、看護学生を対象とした合同就職説明会への参加や看護師募集サイトへの募集広告の掲載を積極的に行うことにより、労災病院グループの周知に努めた。</p> <p>また、新卒看護師の現任教育について、クリニカルラダー等により、段階的かつ継続的な教育を計画的に実施した。</p> <p>() アンケート結果等を基に平成19年度本部集合研修の23研修全てに勤労者医療に関する講義科目を取り入れ、1,034人が受講し、平成20年3月現在平均87%の理解度が得られた。研修後のアンケート調査では13分野研究事業と予防医療事業についての概論が分かり易く理解できた、勤労者医療に対する各病院の取組を認識し深めることができた、労災病院の職</p>

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績																		
<p>イ 国民の医療に対する安心と信頼を確保するため、情報開示に基づく患者の選択を尊重し、良質な医療を提供すること。これにより、患者満足度調査において全ての病院で70%以上の満足度を確保すること。</p>	<p>救急救命士の病院研修受入等による消防機関との連携を強化するとともに、救急救命等の高度な臨床技術を有する医療スタッフを育成し配置する。これにより、中期目標期間中に、延べ30万人以上()の救急搬送患者を受け入れる。 (参考：平成14年度実績56,653人×5年間の5%増)</p> <p>イ 日本医療機能評価機構等の病院機能評価の受審、さわやか患者サービス委員会活動、クリニカルパス検討委員会の活動等を通じて、より良質な医療を提供する。</p>	<p>させる。特に勤労者医療に関する研修については、その内容の充実を図る。 また、各施設においては、研修効果を上げるため集合研修参加者の受講後における伝達研修の充実を引き続き図る。</p> <p>救急救命士の病院研修受入や連絡会議の開催等により消防機関との連携を強化するとともに、救急救命等の高度な臨床技術を有する医療スタッフを育成し配置する。これにより、6万3千人以上の救急搬送患者を受け入れる。</p> <p>イ 良質で安全な医療を提供するため、次のとおり取り組むとともに、患者満足度調査を実施し、全ての労災病院において患者から満足のいく医療が受けられている旨の評価を70%以上得る。</p> <p>良質な医療を提供するため、準備の整った病院から順次、日本医療機能評価機構等の病院機能評価を受審すると</p>	<p>員の一人として勤労者医療の具体的内容を再確認する機会となった旨の受講感想等があり、勤労者医療の重要性の認識が図られた。</p> <p>また、患者満足度の向上に資するため、各医療職の研修に患者接遇に関する研修を実施、受講者のうち92%が満足、92%が業務に活かすことができると答えた。「患者様が求める信頼と安心を得るために、接遇の重要性が理解できた」、「接遇の大切さを再認識した。医療の中にサービスがあると思った」、「接遇に対して具体的に向上させるスキルを学んだ」等の意見が寄せられた。</p> <p>さらに、研修効果をあげるため、本部集合研修受講後、各施設において伝達研修が行われるよう受講報告書に伝達研修実施日の記載を義務付けた。その結果、87%の受講者が伝達研修を行った。</p> <p>救急救命士の病院研修受入れや連絡会議の開催等により消防機関との連携を強化するとともに、救急救命等の高度な臨床技術を有する医療スタッフを育成した。これらにより68,206人の救急搬送患者を受け入れた。</p> <p>救急搬送患者受入人数</p> <table border="1" data-bbox="1536 657 2069 719"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>64,472人</td> <td>66,699人</td> <td>67,942人</td> <td>68,206人</td> <td>267,319人</td> </tr> </tbody> </table> <p>病院情報システム等IT化の推進</p> <p>医療の質の向上や病院運営の効率化等の観点から、医療情報の共有化によるチーム医療の充実等を目指し、オーダーリングシステム、電子カルテシステムの導入を進めた。</p> <p>また、「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」(各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき平成17年7月1日に本部にCIO及びCIO補佐官を設置し本部から各施設への指導体制を強化している。</p> <p>さらに、本部職員を医療機関CIO養成のための外部研修に参加させ、専門的知識を習得させた。</p> <p>施設職員に対しては、本部集合研修時に情報システム化の推進による業務の効率化等IT関連の基礎的な知識を習得させるために、専門的な知識を習得させるための講義を実施した。</p> <p>〔オーダーリングシステム導入施設数 28施設(19年度新設4施設)〕 〔電子カルテ導入施設数 2施設(19年度新設1施設)〕</p> <p>イ 良質で安全な医療の提供</p> <p>良質で安全な医療を提供するため、日本医療機能評価機構等の病院機能強化を受審、クリニカルパス活用の推進などに取り組んだ。また、全ての病院において70%以上の患者から満足のいく医療が受けられている旨の評価を得た。</p> <p>患者満足度</p> <table border="1" data-bbox="1518 1318 1928 1380"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>78.6%</td> <td>78.9%</td> <td>78.7%</td> <td>80.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>外部評価機関による病院機能評価</p> <p>良質な医療を提供するため、準備の整った病院から順次、日本医療機能評価機構等の病院機能評価を受審するとともに更新時期を迎えた施設においては再受審(6病院)した。</p>	16年度	17年度	18年度	19年度	合計	64,472人	66,699人	67,942人	68,206人	267,319人	16年度	17年度	18年度	19年度	78.6%	78.9%	78.7%	80.6%
16年度	17年度	18年度	19年度	合計																	
64,472人	66,699人	67,942人	68,206人	267,319人																	
16年度	17年度	18年度	19年度																		
78.6%	78.9%	78.7%	80.6%																		

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績																																														
<p>また、患者の安全を確保するため、組織的・継続的な取組により職員一人一人の医療安全に関する知識・意識の向上を図ること。</p>	<p>また、医療安全チェックシートを見直し、全ての労災病院で活用するとともに、医療安全に関する研修及び医療安全推進週間を実施し、医療安全に関する知識・意識の向上を図る。</p> <p>また、職員一人一人の医療安全に関する知識・意識の向上を図るため、各労災病院において、全職員を対象とした医療安全に関する研修会を年2回以上実施するとともに医療安全推進週間に参加する。</p> <p>なお、医療の安全性及び透明性の向上のため、労災病院における医療事故・インシデント事例のデータを公表する。</p> <p>さらに、医療安全管理者の質の向上を図るため、厚生労働省の「医療安全管理者の質の向上のための業務指針」を踏まえ、業務指針の策定について検討を行う。</p>	<p>ともに更新時期を迎えた施設においては再受審する。</p> <p>チーム医療の推進、患者に分かりやすい医療の提供や医療の標準化のためクリニカルパス検討委員会の活動等を通じて、クリニカルパスの活用を推進する。</p> <p>利用者の視点に立った医療サービスを提供するため、患者満足度調査の結果をさわやか患者サービス委員会の活動を通じて、業務の改善に反映する。</p> <p>安全な医療を推進するため、全病院に導入した「医療安全チェックシート」と「労災病院間医療安全相互チェック」を活用した取組を継続し、医療安全に関する問題点の改善を図るとともに医療安全への質の向上を図る。</p> <p>また、職員一人一人の医療安全に関する知識・意識の向上を図るため、各労災病院において、全職員を対象とした医療安全に関する研修会を年2回以上実施するとともに医療安全推進週間に参加する。</p> <p>職員一人一人の医療安全に関する知識・意識の向上を図るため、各労災病院において、全職員を対象とした医療安全に関する研修会を年2回以上実施するとともに「医療安全推進週間」(1月25日(日)から12月1日(土)まで)に参加し、全労災病院の共通テーマのもと(平成19年度は「患者・地域住民との情報共有と患者・地域住民の主体的参加の促進」)、患者・地域住民も広く参加できる取組を行った。</p> <p>医療の安全性及び透明性の向上のため、平成18年度の労災病院における医療上の事故等の発生状況を平成19年5月末にホー</p>	<p>病院機能評価の受審</p> <table border="1"> <tr> <td>18年度</td> <td>19年度</td> </tr> <tr> <td>受審 29施設</td> <td>29施設</td> </tr> <tr> <td>(受審率 90.6%)</td> <td>90.6%)</td> </tr> <tr> <td>認定 28施設</td> <td>28施設</td> </tr> <tr> <td>(認定率 87.5%)</td> <td>87.5%)</td> </tr> </table> <p>全国の病院の認定率は、28.0%(平成20年4月21日現在)</p> <p>医療の標準化(高度医療のモデル化)の推進</p> <p>全ての労災病院に設置するクリニカルパス検討委員会の活動等を通じて、平成19年末までに3,685件のクリニカルパスを作成した。(対前年比: +382件、11.6%増)</p> <p>また、医療の標準化を図るためDPCを積極的に導入した。</p> <p>DPC病院の状況</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>18年度</td> <td>19年度</td> <td>20年度</td> </tr> <tr> <td>対象病院</td> <td>9施設</td> <td>9施設</td> <td>19施設</td> </tr> <tr> <td>準備病院</td> <td>10施設</td> <td>22施設</td> <td>12施設</td> </tr> </table> <p>患者満足度調査に基づく問題点</p> <p>患者満足度の視点に立った医療サービスを提供するため、患者満足度調査の結果を、患者サービス委員会等の活動を通じて、業務改善に反映した。</p> <p>安全な医療の推進</p> <p>改正医療法の施行に伴い、全労災病院共通の「医療安全チェックシート」と解説書の改訂を行い、継続して取り組んだ。「医療安全対策への取組計画書」の策定や本部の指導・支援により平成18年度11月のチェック結果では項目達成率が全病院平均95.2%だったのに対し、平成19年度では95.6%と0.4ポイント上昇した。</p> <p>医療安全チェックシートによる項目達成率の推移</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H17.5</th> <th>H17.11</th> <th>H18.5</th> <th>H18.11</th> <th>H19.7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>項目数</td> <td>225</td> <td>225</td> <td>257</td> <td>265</td> <td>286</td> </tr> <tr> <td>達成率</td> <td>81.2%</td> <td>90.5%</td> <td>91.3%</td> <td>95.2%</td> <td>95.6%</td> </tr> <tr> <td>対前回</td> <td>-</td> <td>+9.3</td> <td>+0.8</td> <td>+3.9</td> <td>+0.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成18年度より新たに全労災病院に導入した「労災病院間医療安全相互チェック」を引き続き全病院が自主的に実施した。自院で見落としがちな問題点、課題を明確にし、グループ内で情報を交換、共有化することにより、医療安全に関する問題点の改善と医療安全への質の向上を図った。</p> <p>職員一人一人の医療安全に関する知識・意識の向上を図るため、各労災病院において、全職員を対象とした医療安全に関する研修会を年2回以上実施するとともに「医療安全推進週間」(1月25日(日)から12月1日(土)まで)に参加し、全労災病院の共通テーマのもと(平成19年度は「患者・地域住民との情報共有と患者・地域住民の主体的参加の促進」)、患者・地域住民も広く参加できる取組を行った。</p> <p>医療の安全性及び透明性の向上のため、平成18年度の労災病院における医療上の事故等の発生状況を平成19年5月末にホー</p>	18年度	19年度	受審 29施設	29施設	(受審率 90.6%)	90.6%)	認定 28施設	28施設	(認定率 87.5%)	87.5%)		18年度	19年度	20年度	対象病院	9施設	9施設	19施設	準備病院	10施設	22施設	12施設	区分	H17.5	H17.11	H18.5	H18.11	H19.7	項目数	225	225	257	265	286	達成率	81.2%	90.5%	91.3%	95.2%	95.6%	対前回	-	+9.3	+0.8	+3.9	+0.4
18年度	19年度																																																
受審 29施設	29施設																																																
(受審率 90.6%)	90.6%)																																																
認定 28施設	28施設																																																
(認定率 87.5%)	87.5%)																																																
	18年度	19年度	20年度																																														
対象病院	9施設	9施設	19施設																																														
準備病院	10施設	22施設	12施設																																														
区分	H17.5	H17.11	H18.5	H18.11	H19.7																																												
項目数	225	225	257	265	286																																												
達成率	81.2%	90.5%	91.3%	95.2%	95.6%																																												
対前回	-	+9.3	+0.8	+3.9	+0.4																																												

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
<p>行政機関等への貢献 国が設置している検討会、委員会等への参加要請に協力するとともに、迅速・適正な労災認定に係る意見書の作成等を通じて行政活動に協力すること。</p> <p>(2) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営 被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に係る高度・専門的な医療を、総合せき損センターにおいては、外傷による脊</p>	<p>行政機関等への貢献 ア 勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、国が設置する委員会への参加、情報提供等により、行政機関に協力する。</p> <p>イ 労災認定に係る意見書等の作成については、複数の診療科にわたる事案について、院内の連携を密にするなど適切かつ迅速に対応する。</p> <p>(2) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営 医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、チーム医療を的確に実施することにより、身体機能の向上を図るとともに、職業復帰へ向けた機能の改</p>	<p>行政機関等への貢献 ア 労災認定基準等の見直しに係る検討会に参加するほか、国の設置する委員会への参加、情報提供等により行政機関に協力する。</p> <p>イ 労災認定に係る意見書等を適切かつ迅速に作成するため、複数の診療科にわたる事案については院内の連携を密にする。</p> <p>(2) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営 対象患者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師・看護師・リハビリテーション技師等によるチーム医療</p>	<p>ムページ上で一括公表した。 医療安全管理者の質の向上を図るため、「労災病院医療安全管理者の業務指針」を策定することとし、平成20年度の策定作業に向けて、他病院の状況の調査や論点整理など所要の準備を行った。</p> <p>行政機関等への貢献 ア 国の設置する委員会への参加等 (ア) アスベスト問題への対応 平成17年6月に表面化したアスベスト曝露による健康問題に関し、政府の閣議決定(平成17年7月)に基づく「アスベスト問題への当面の対応」(アスベスト問題に関する関係閣僚会合とりまとめ)として、平成18年度に引き続き、以下の取組を行った。 アスベスト関連疾患の診断・治療の中核となる医療機関として24労災病院に設置した「アスベスト疾患センター」等において、アスベスト健診等に取り組んだ(平成19年度アスベスト健診件数：9,022件)。 また、労災病院及び産業保健推進センター等に設置した健康相談窓口において、引き続き地域住民等からの健康相談に対応した(平成19年度相談件数：3,343件)。アスベストブロックセンター(全国7か所)及び労災病院3か所において、アスベスト小体計測検査を実施した(平成19年度小体計測検査件数：344件)。 労災指定医、産業医等を対象とするアスベスト関連疾患診断技術研修を全国22か所(平成18年度：18か所)で実施(受講者数1,019名)</p> <p>(イ) 国の設置する委員会等への出席 国(地方機関を含む。)の要請に応じて、労災病院の医師等が委員会や検討会等に積極的に出席し、労災疾病に係る医学的知見を提供した。 (参考)平成19年度実績 27の検討会(振動障害の検査指針検討会、中央環境審議会等)等に21名が出席した。</p> <p>イ 労災認定に係る意見書等を適切かつ迅速に作成するため、複数の診療科にわたる事案については院内の連携を密にした。 (意見書処理日数) 平成15年度 29.3日 平成16年度 20.7日 平成17年度 19.2日 平成18年度 14.4日 平成19年度 13.5日</p> <p>(2) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営 対象患者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、患者毎の障害に応じて作成したプログラムに基づき診療に当たるとともに、次の取組を通じて患者の職場・自宅復帰を支援した。 ・重度の障害や併発する疾病に対応した複数診療科医師、看護師、リハビリテーション技師、栄養士、MSW等によるチーム医療の実施</p>

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績																
<p>椎・せき髄障害患者に係る高度・専門的医療を提供し、それぞれ医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上()確保すること。</p> <p>参考：平成14年度実績 医療リハビリテーションセンター 75.4% 総合せき損センター 78.8%</p> <p>3 健康診断施設の運営業務 海外勤務健康管理センターにおいては、次の取組により、海外派遣労働者の健康管理の向上を図ること。</p> <p>(1) 海外派遣労働者に対する健康診断や派遣企業の安全衛生担当者に対する講習会への参加等の海外勤務健康管理センターの利用者を中期目標期間中、6万5千人以上()確保するとともに、海外派遣労働者の健康増進、メンタルヘルス等に関する調査研究を行い、その成果を広く情報提供すること。</p> <p>また、センター利用者について</p>	<p>善状況を勘案しつつ、職業リハビリテーションセンターとの連携を図る。</p> <p>総合せき損センターにおいて、外傷による椎・せき髄障害患者に対し、受傷直後から一貫したチーム医療を的確に実施することにより、早期に身体機能の向上を図るとともに、職業復帰に向けた機能の改善状況を勘案しつつ、せき髄損傷者職業センターとの連携を図る。</p> <p>3 健康診断施設の運営業務 海外勤務健康管理センターにおいては、次のような取組を行うことにより、海外派遣労働者の健康管理の向上を図る。</p> <p>(1) センター利用者を確保するため、海外派遣労働者や派遣企業に対する広報活動を強化するとともに、毎年度、定期的にセンター利用者に対するニーズ調査及び満足度調査を行い、その結果を次年度の業務運営に反映する。</p>	<p>を推進し、職業リハビリテーションセンターとの連携等により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合80%以上を確保する。</p> <p>また、職業リハビリテーションセンターとの効果的かつ効率的な業務運営をする上で、情報交換・症例検討の場においてさらなる連携を図る。</p> <p>対象患者の職業・社会復帰を支援するため、総合せき損センターにおいては、外傷による椎・せき髄障害患者に対し、受傷直後の医師・看護師・リハビリテーション技師等によるチーム医療を推進し、せき髄損傷者職業センターとの連携等により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合80%以上を確保する。</p> <p>また、せき髄損傷者職業センターとの効果的かつ効率的な業務運営をする上で、情報交換・症例検討の場においてさらなる連携を図る。</p> <p>3 健康診断施設の運営業務 海外派遣労働者の健康管理の向上を図るため、海外勤務健康管理センターにおいて次のような取組を行う。</p> <p>(1) センター利用者の確保等 海外巡回健康相談等により蓄積された海外勤務者の健康管理に対する情報を分析しその発信基地としての役割を果たすため幅広い広報活動に努める。</p> <p>また、中小企業中央会、商工会議所等を通じて中小企業事業者に対してもセンター機能の広報を行うとともに、産業保健推進センタ</p>	<p>・在宅就労支援プログラム等の実施 ・職業リハビリテーションセンターとの合同評価会議の実施等相互連携によるリハビリテーションの評価、患者毎のプログラム改良及び退院後のケアの実施等</p> <p>この結果、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合が80.4%を達成するとともに、患者からの満足度は88.0%（特に「たいへん満足」が59.6%）と去年に引き続き高い評価が得られた。</p> <p>さらに、職業リハビリテーションセンターとの運営協議会等を通じて効果的かつ効率的な業務運営について連携すべき業務を検討している。</p> <p>医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合</p> <table border="1" data-bbox="1507 459 1883 520"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80.2%</td> <td>80.5%</td> <td>81.1%</td> <td>80.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>対象患者の職業・社会復帰を支援するため、総合せき損センターにおいては、外傷による椎・せき髄障害患者に対し、患者毎の障害に応じて作成したプログラムに基づき診療に当たるとともに、次の取組を通じて患者の職場・自宅復帰を支援した。</p> <p>・重度の障害や併発する疾病に対応した複数診療科医師、看護師、リハビリテーション技師、栄養士、MSW等によるチーム医療の実施 ・患者の障害に応じた車いす・関連機器の改良・指導の実施 ・せき髄損傷者職業センターとのせき損症例検討会やチーム医療懇話会の実施等、相互連携によるリハビリテーションの評価、患者毎のプログラム改良及び退院後のケアの実施等</p> <p>この結果、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合が85.0%を達成するとともに、患者からの満足度は82.1%（特に「たいへん満足」が47.7%）と去年に引き続き高い評価が得られた。さらに、せき髄損傷者職業センターとのせき損検討会やチーム医療懇話会等を通じて効果的かつ効率的な業務を検討している。</p> <p>医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合</p> <table border="1" data-bbox="1507 975 1883 1035"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>82.9%</td> <td>83.9%</td> <td>82.5%</td> <td>85.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 健康診断施設の運営業務 海外勤務健康管理の拠点として、海外派遣労働者の赴任前、赴任中、帰国後の一貫した健康管理支援のため、労働者及び企業の関係者に対する健康診断、FAX・メール相談、海外巡回健康相談、研修会等の支援サービスを行った。</p> <p>(1) センター利用者の確保等 海外勤務者の健康管理に対する情報の発信基地として、以下のような役割を果たしたことで、施設サービス利用者は17,614人となり、また7月及び2月に実施した満足度調査において92.5%の利用者から有益であったという評価を得た。</p> <p>ア 健康診断等 赴任地に対応した健康診断、予防接種を実施した。</p> <p>イ 研修会・講演会等 海外派遣者への支援を行っている機関と連携し、海外派遣企業等での関心が高い「新型インフルエンザ対策」、「職場のメンタルヘ</p>	16年度	17年度	18年度	19年度	80.2%	80.5%	81.1%	80.4%	16年度	17年度	18年度	19年度	82.9%	83.9%	82.5%	85.0%
16年度	17年度	18年度	19年度																
80.2%	80.5%	81.1%	80.4%																
16年度	17年度	18年度	19年度																
82.9%	83.9%	82.5%	85.0%																

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績																																						
<p>は、海外派遣労働者の健康管理に有用であった旨の評価を80%以上確保すること。 (参考:平成14年度実績12,414人×5年間の5%増)</p>	<p>また、長期海外赴任者の生活習慣病及びメンタルヘルス不全等に関する調査研究を行うとともに、研究成</p>	<p>一との連携を強化することにより、健康診断被験者・講演会受講者等の施設サービス利用者を1万3千1百人以上確保することを最低限の目標とし、鳥・新型インフルエンザ、狂犬病等感染症に関する情報提供や産業医、企業の健康管理者等を対象に最新の海外医療に関する講演会・研修会を開催することによりこれを上回るよう努める。</p> <p>さらに、利用者満足度調査を実施し、海外派遣労働者の健康管理に有用であった旨の評価を80%以上得る。</p> <p>センター利用者に対する満足度調査の結果を検討し、業務の改善に反映する。</p> <p>平成16年から平成18年の3年計画で実施した「海外勤務による生活習慣病の健康への影響につ</p>	<p>ルス」等の講演会・研修会を行った。</p> <p>特に、新型インフルエンザ対策として個々の企業がそれぞれの課題に対応するマニュアルを導入できるよう「新型インフルエンザ対策マニュアル検討セミナー」を開催した。</p> <p>日本国内での流行にともなう海外派遣者への注意点としての麻疹対策の講演会を行い、海外派遣者及び企業の関係者に情報を提供した。</p> <p>北海道、岩手(東北6センター共催)、東京、神奈川、山梨、静岡、広島、愛媛の各産業保健推進センターと海外赴任者健康管理セミナーを共催し企業の産業保健関係者に海外派遣労働者の健康管理に関する知識の向上に努めた。横浜、大阪で海外健康管理指導者研修会を計6回開催し、海外医療事情及び感染症等海外に特有な疾患等を医療関係者に情報提供した。</p> <p>ウ 海外派遣労働者への情報提供等</p> <p>海外巡回健康相談、現地日本人会、海外友好病院等から独自に入手した海外医療情報、生活情報、薬剤情報等の手引書「海外医療機関とのネットワーク事業の概要」、「海外医療情報の収集・構築・提供」、「海外進出企業における新興・再興感染症対策のために」を作成してホームページ等を通じて普及を図った。</p> <p>また、ホームページを分析・検討を行った結果、外務省海外安全ホームページで紹介されているため、利用者のアクセス数の多い「海外派遣企業での新型インフルエンザ対策ガイドライン」の改訂版、新型インフルエンザ速報等や、日本国内での流行にともなう海外派遣者への注意点として麻疹の速報をホームページ上で掲載し、栄養メールマガジンを希望者へ無料で配信するとともに毎月ホームページに掲載した。</p> <p>エ 相談対応</p> <p>海外派遣労働者からのFAX・メール等による健康相談について、24時間受付を行った。</p> <p>施設利用者数</p> <table border="1" data-bbox="1507 970 2042 1031"> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>14,816人</td> <td>14,757人</td> <td>15,907人</td> <td>17,614人</td> <td>63,094人</td> </tr> </table> <p>FAX相談件数(再掲)</p> <table border="1" data-bbox="1507 1062 2042 1123"> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>234件</td> <td>201件</td> <td>150件</td> <td>75件</td> <td>660件</td> </tr> </table> <p>メール相談件数(再掲)</p> <table border="1" data-bbox="1507 1155 2042 1216"> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>158件</td> <td>219件</td> <td>393件</td> <td>457件</td> <td>1,227件</td> </tr> </table> <p>施設利用で有用であった旨の評価の割合</p> <table border="1" data-bbox="1507 1248 1879 1308"> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> <tr> <td>90.9%</td> <td>92.7%</td> <td>95.2%</td> <td>92.5%</td> </tr> </table> <p>満足度結果の反映</p> <p>満足度調査の結果を踏まえ、海外健診者の利便性を図るため健診予約枠の拡大を継続して行うとともに、海外医療相談コーナーも継続してサービスの向上に努めた。</p> <p>調査研究成果等の普及</p> <p>「海外勤務者の生活習慣病に関する調査研究」、「海外勤務者のメンタルヘルス不調に影響を及ぼす諸原因の解明に関する研究」結果を</p>	16年度	17年度	18年度	19年度	合計	14,816人	14,757人	15,907人	17,614人	63,094人	16年度	17年度	18年度	19年度	合計	234件	201件	150件	75件	660件	16年度	17年度	18年度	19年度	合計	158件	219件	393件	457件	1,227件	16年度	17年度	18年度	19年度	90.9%	92.7%	95.2%	92.5%
16年度	17年度	18年度	19年度	合計																																					
14,816人	14,757人	15,907人	17,614人	63,094人																																					
16年度	17年度	18年度	19年度	合計																																					
234件	201件	150件	75件	660件																																					
16年度	17年度	18年度	19年度	合計																																					
158件	219件	393件	457件	1,227件																																					
16年度	17年度	18年度	19年度																																						
90.9%	92.7%	95.2%	92.5%																																						

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績										
<p>(2) 海外に在留する邦人労働者の健康管理の支援を行うため、海外巡回健康相談を実施し、巡回健康相談が海外での健康管理に有用であった旨の評価を80%以上得るとともに、当該事業の効果的な実施のため、ニーズ調査等を行い、派遣対象地域の見直し等を行うこと。</p> <p>また、赴任地先の医療サービスの向上に向けた協力を図ること。</p>	<p>果をホームページで提供し、中期目標期間中、アクセス件数を9万件以上() 得る。</p> <p>(参考：平成14年度実績15,600件×5年間の15%増)</p> <p>(2) 医療不安が大きく、一定数以上邦人労働者が在留している地域を対象に現地日本人会等からの情報を調査分析し、海外巡回健康相談を実施するとともに、海外巡回健康相談時に満足度調査、ニーズ調査を行い、その結果を次回の海外巡回健康相談の業務内容の改善、派遣対象地域の見直し等に反映する。</p> <p>また、可能な限り邦人企業を訪問し在留邦人の生活・労働環境の情報を収集し、現地の状況に即した巡回健康相談を実施する。</p>	<p>いての解析」及び「メンタルヘルス不調に影響を及ぼす諸要因の解明」についての調査研究の最終結果をホームページに掲載し情報提供を行い、中小企業を中心とした海外派遣企業等関係機関に配布するとともに、研修資料としても活用する。</p> <p>また、海外派遣労働者の健康管理、メンタルヘルスについての調査・研究の成果と併せて巡回健康相談で収集した海外医療情報等をホームページに掲載するとともに、利用者のニーズに応じた情報提供を行うためアクセス解析を実施し、解析内容を分析・検討の上、ホームページについての多角的な評価を行い、3万5千件以上のアクセスを得る。</p> <p>(2) 海外巡回健康相談・研修及び交流 海外に在留する邦人労働者の健康管理の支援を図るため、次のような取組を行う。</p> <p>医療面の不安の大きい地域で、邦人労働者が一定数以上在留している地域を対象に、現地日本人会等からの情報を調査分析し、必要な国、都市において海外巡回相談を実施する。</p> <p>また、可能な限り邦人企業を訪問し在留邦人の生活・労働環境の情報を収集し、現地の状況に即した巡回健康相談を実施する。</p> <p>海外巡回健康相談時に実施した満足度調査、ニーズ調査の結果に基づき、翌年度の海外巡回健康相談についての改善策の検討及び派遣対象地域の見直しを行う。</p>	<p>ホームページに掲載したり、今までに蓄積した専門的な知見を「日本職業・災害医学会」、「日本産業衛生学会」、「日本熱帯医学会」等の学会で発表するとともに研修会での普及、情報誌等への掲載を行った。</p> <p>情報誌「海外勤務と健康」、「FAXによる海外医療相談」、パンフレット「海外赴任者の健康管理支援事業」を全国の商工会議所、中小企業団体中央会、海外派遣企業等及び海外巡回健康相談を実施した各都市に配布し、海外医療情報を提供した。</p> <p>これら利用者のニーズに応じた情報提供を行うことで、56,980件のアクセス数を確保した。</p> <p>ホームページアクセス件数</p> <table border="1" data-bbox="1507 427 2056 491"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20,688件</td> <td>34,513件</td> <td>55,275件</td> <td>56,980件</td> <td>167,456件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 海外巡回健康相談・研修及び交流 海外に在留する邦人労働者の健康管理の支援を図るため、次のような取組を行った。</p> <p>海外巡回健康相談等 医療面の不安の大きい地域で、在留邦人数が一定数以上の地域を対象として現地日本人会、在外公館の情報及び外務省等との検討結果に基づき巡回対象地域の選定を行い、前期(6月から7月)中期(11月)後期(2月)にアジア、アフリカ、中南米、東欧、中近東の31か国45都市に11チームを派遣し海外巡回健康相談を実施した。</p> <p>海外巡回健康相談時にメタボリックシンドローム対策のために腹囲測定を実施したり、関心が高いガンや心臓病の予防についての講演会を行った。日系企業の工場巡視を可能な限り実施し現地の生活・労働環境を踏まえたきめの細かい健康相談を実施すると共に、個別に術後の相談者や現地処方薬への相談対応をするなどセカンドオピニオンの役割も果たした。</p> <p>また、薬剤師をアラブ首長国連邦・アブダビに派遣し薬剤情報調査を実施した。現地医薬品と日本の医薬品との成分・服用量等を比較し在留邦人が現地医薬品を適正に使用できるよう調査するとともに、現地の医療事情・薬剤事情を調査し、調査後に海外勤務健康管理センター医師の協力を得て作成した「海外薬剤情報調査報告書」及び「海外薬剤対比ハンドブック」を現地日本人会等に配付するとともにホームページでも情報提供を行った。</p> <p>満足度調査、ニーズ調査及び派遣対象地域の見直し 前期、中期、後期の海外巡回健康相談時に各都市の相談者229人に満足度調査を実施した。有効回答は228人(回答率99.6%)であり、93.4%の有用であった旨の評価を得た。</p> <p>過去の満足度調査の結果から相談者の要望を取り入れて受付時から相談時点までを通して相談者のプライバシーの確保に配慮した。また、中国ではメンタルヘルスの相談及び婦人科の相談を重点的に行う</p>	16年度	17年度	18年度	19年度	合計	20,688件	34,513件	55,275件	56,980件	167,456件
16年度	17年度	18年度	19年度	合計									
20,688件	34,513件	55,275件	56,980件	167,456件									

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績																		
<p>4 産業保健関係者に対して研修又は相談、情報の提供、その他の援助を行うための施設の運営業務 産業保健推進センターにおいては、労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針として、産業保健関係者に対する支援を行うこと。</p> <p>(1) 産業保健関係者に対する研修又は相談の実施 中期目標期間中、産業医等の産業保健関係者に対し、延べ1万回以上(1)の研修を実施するとともに、研修内容等の改善を図る仕組みを充実すること。 また、産業保健関係者からの相談を、中期目標期間中、4万8千件以上(2)実施すること。 なお、研修又は相談の利用者については、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保すること。</p>	<p>また、赴任地先の医療サービスの向上に資するための現地医療関係者を対象とした研修及び交流を実施するとともに、研修効果の評価を行い、結果を次回研修に反映する。</p> <p>4 産業保健関係者に対して研修及び相談、情報の提供、その他の援助を行うための施設の運営業務 産業保健推進センターにおいては、労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針とし、以下の取組により、産業保健関係者に対する支援機能を強化する。</p> <p>(1) 産業保健関係者に対する研修又は相談の実施</p>	<p>海外勤務者が赴任地先で必要とする医療サービスの向上のため、現地医療関係者を対象とした研修及び交流を実施する。また、研修生に対して研修効果の評価を行い、その結果に基づき次回研修の改善について検討する。</p> <p>4 産業保健関係者に対して研修及び相談、情報の提供、その他の援助を行うための施設の運営業務 労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針とした産業保健関係者に対する支援を行うため、産業保健推進センターにおいては次のような取組を行う。</p> <p>(1) 産業保健関係者に対する研修又は相談の実施 産業保健関係者に対し、延べ2千回以上の質の高い研修を実施することを最低限の目標とし、各地域のニーズに応じてこれを上回るよう積極的に実施するとともに、産業保健関係者からの相談を9千6百件以上確保する。また、利用者満足度調査を実施し、研修又は相談の利用者から産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保するとともに、アスベスト問題への対応等、現下の産業保健情勢等を</p>	<p>ため専門の医師・看護師(助産師)を派遣した。 満足度調査、現地日本人会に対するニーズ調査の結果に基づき相談者数が極端に減少している地域等への派遣の見直しを検討した。</p> <p>健康管理に有用であった旨の評価の割合</p> <table border="1" data-bbox="1507 231 1877 292"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>92.6%</td> <td>94.6%</td> <td>97.0%</td> <td>93.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>現地医療関係者を対象とした研修及び交流</p> <p>ア 海外友好病院からの受入れ 5月にパキスタン、トルコ、タイの海外友好病院から医師2名、看護師1名を招聘し「日本における医療制度、診療システム及び日本の文化について」の研修を実施し、最終日には「より良い受診環境のために」と題し、海外勤務者が赴任地先で医療機関を受診する際の注意点等意見発表を行った。また、現地で研修内容の充実が図られるよう帰国後に研修報告書を提出させた。</p> <p>イ その他の受入れ 6月に中国医療サービス企業から6名の研修を受け入れ「日本の医療環境を理解する研修」を実施した。 10月にインドネシアの医療機関から受け入れて、「生活習慣病予防対策」、「母子保健」等の講義を行うと共に、外来・病棟見学、工場見学を行った。 9月に平成19年度JICA集団研修コースの9か国11名の研修生を受け入れ日本の医療制度の講義及び施設見学を実施した。 3月にはチェコ医療関係者3名と現地の医療情報等の交流を行った。 以上、平成19年度は計7回の研修・交流を実施した。</p> <p>4 産業保健関係者に対して研修及び相談、情報の提供、その他の援助を行うための施設の運営業務 労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針とした産業保健関係者に対する支援を行うため、産業保健推進センターにおいては次のような取組を行った。</p> <p>(1) 産業保健関係者に対する研修又は相談の実施 産業医、産業看護職等の産業保健関係者に対し、延べ3,291回の研修(受講者数91,253人)を実施するとともに、産業保健関係者から13,725件の相談に応じた。 研修及び相談の利用者満足度調査を実施したところ、研修については、92.5%、相談については、98.3%の利用者から、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を得た。 産業保健関係者に対する研修回数 実施回数：3,291回[年度計画の164.6%、平成16年度から平成19年度までで中期目標10,000回以上の118.2%を達成]</p> <table border="1" data-bbox="1536 1457 2056 1508"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,623回</td> <td>2,844回</td> <td>3,058回</td> <td>3,291回</td> <td>11,816回</td> </tr> </tbody> </table>	16年度	17年度	18年度	19年度	92.6%	94.6%	97.0%	93.4%	16年度	17年度	18年度	19年度	合計	2,623回	2,844回	3,058回	3,291回	11,816回
16年度	17年度	18年度	19年度																		
92.6%	94.6%	97.0%	93.4%																		
16年度	17年度	18年度	19年度	合計																	
2,623回	2,844回	3,058回	3,291回	11,816回																	

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績																																				
<p>(参考1:平成14年度実績1,916回×5年間の5%増) (参考2:平成14年度実績9,098件×5年間の5%増)</p>	<p>産業医等の産業保健関係者に対する研修については、ニーズ調査やモニター調査等の結果に基づき、研修のテーマや内容に関する専門家による評価を行い、研修内容の質の向上を図る。 また、利便性の向上の観点から、インターネット等多様な媒体を用いた研修案内、研修の申込受付を実施する。</p>	<p>踏まえ、ニーズに応じた研修及び相談を実施する。 さらに、研修・相談等の実施が労働者の健康状況の改善に寄与した効果等を把握するために実施した「産業保健推進センター事業による効果把握のための実態調査」結果を研修・相談等の業務運営に反映させる。 また、今後アスベスト健康問題のような産業保健分野における社会的問題が発生した場合には、平成18年度に作成した「産業保健推進センター緊急対応指針」に基づき積極的に対応する。</p> <p>産業医等の産業保健関係者に対する研修内容の質の維持・向上を図るため、研修内容等の改善を図る仕組み(計画・実施・評価・改善を継続的に実施する仕組み)を継続的に運用する。 また、実践的な研修の拡大を図るとともに、産業医が行う長時間労働者に対する面接指導に関する研修等労働安全衛生法の改正を踏まえた過重労働・メンタルヘルス問題に対応した研修を行うとともに、産業医等産業保健関係者に対し働く女性の母性健康管理に関する研修を実施する。</p>	<p>受講者(産業医等)数:91,253人[平成18年度85,949人に対して6.1%の増]</p> <p>受講者数</p> <table border="1" data-bbox="1554 204 2136 264"> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>75,568人</td> <td>81,420人</td> <td>85,949人</td> <td>91,253人</td> <td>334,190人</td> </tr> </table> <p>研修の利用者について、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価:92.5%[中期目標である80%以上を大幅に上回った]</p> <p>研修利用者満足度</p> <table border="1" data-bbox="1554 379 1977 440"> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> <tr> <td>92.7%</td> <td>91.2%</td> <td>91.2%</td> <td>92.5%</td> </tr> </table> <p>産業医等に対する専門的相談 相談件数:13,725件[平成16年度から19年度までで中期目標48,000件以上の106.8%を達成]</p> <table border="1" data-bbox="1538 528 2056 588"> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>10,383件</td> <td>15,036件</td> <td>12,116件</td> <td>13,725件</td> <td>51,260件</td> </tr> </table> <p>相談の利用者について、産業保健に関する職務を行う上で有益であったとの評価の割合98.3%[中期目標である80%以上を大幅に上回った]</p> <p>相談利用者満足度</p> <table border="1" data-bbox="1554 703 1973 764"> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> <tr> <td>99.0%</td> <td>95.9%</td> <td>97.9%</td> <td>98.3%</td> </tr> </table> <p>平成19年3月25日に発生した能登半島地震における被災労働者・事業主に対して、石川県医師会、石川労働局、各労働基準監督署と連携し、メンタルヘルス、法令等の相談事業についてのリーフレットを作成し、石川産業保健推進センターから送付した。 平成19年7月16日に発生した新潟県中越沖地震において、新潟産業保健推進センターに「心の相談室」、柏崎地方合同庁舎に「にいがたさんぽ・心の相談室」を新潟労働局と連携して開設した。 また、「職場における災害時の心のケアマニュアル」を新潟産業保健推進センターから各事業場に送付した。</p> <p>研修内容の質の向上及び利便性の向上 「計画・実施・評価・改善」のサイクルによる研修内容等の改善を図る仕組みを継続的に実施する等により以下のような研修内容の質の向上が見られた。</p> <p>ア 実習・実践的研修の実施割合の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域ごとに把握したニーズに基づき、産業医の実務に関する小グループによる事例検討、産業医職場巡視のための実地研修等を積極的に導入し、実習・実践的研修を1,433回実施した(研修全体の43.5%)。 ・平成19年度は、岡山産業保健推進センターにおいて行った石綿飛散現場でのマスクもれ率に関する調査結果のデータを基に「防じんマスク着用等のばく露防止対策研修」を全国で60回開催した。 ・人事労務担当者に対して、カウンセリング技法等について、実践力を高めるための専門家によるシリーズ研修を実施した。 	16年度	17年度	18年度	19年度	合計	75,568人	81,420人	85,949人	91,253人	334,190人	16年度	17年度	18年度	19年度	92.7%	91.2%	91.2%	92.5%	16年度	17年度	18年度	19年度	合計	10,383件	15,036件	12,116件	13,725件	51,260件	16年度	17年度	18年度	19年度	99.0%	95.9%	97.9%	98.3%
16年度	17年度	18年度	19年度	合計																																			
75,568人	81,420人	85,949人	91,253人	334,190人																																			
16年度	17年度	18年度	19年度																																				
92.7%	91.2%	91.2%	92.5%																																				
16年度	17年度	18年度	19年度	合計																																			
10,383件	15,036件	12,116件	13,725件	51,260件																																			
16年度	17年度	18年度	19年度																																				
99.0%	95.9%	97.9%	98.3%																																				

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
<p>(2) 産業保健に関する情報の提供その他の援助</p>	<p>産業保健関係者からの相談については、多様な分野の専門家の確保、インターネット等多様な媒体での相談の受付等により、質及び利便性の向上を図る。</p> <p>(2) 産業保健に関する情報の提供その他の援助</p>	<p>さらに、利便性の一層の向上を図るため、インターネット、情報誌を用いた研修案内を更新し、研修の申込受付を継続して実施する。</p> <p>産業保健関係者からの相談の質を確保するため、産業医学、労働衛生工学、メンタルヘルス等の分野の専門家を確認し、専門的見地から相談に対する回答を行う。</p> <p>さらに、労働安全衛生法の改正を踏まえた過重労働による健康障害防止及びメンタルヘルス不調者対策に的確に対応するため、脳・心臓疾患等に関する分野の専門家及び精神科医等の一層の拡充・連携を図る。</p> <p>また、利便性の向上を図るため、ホームページへ掲載する頻出の相談を充実するとともに、インターネット、FAXによる相談の受付を継続して実施する。</p> <p>(2) 産業保健に関する情報の提供その他の援助</p> <p>産業保健に関する情報の質の向上及び利便性の向上を図るため次のような取組を行うとともに、地域の産業保健活動の促進を図る。</p>	<p>イ 時宜を得たテーマによる研修の実施 産業医が行う長時間労働者に対する面接指導に関する研修を166回 新型インフルエンザに関する研修を12回、メンタルヘルスに関する研修を815回、またアスベストに関する研修（防じんマスク着用等のばく露防止対策研修を含む）を174回開催した。</p> <p>ウ 働く女性の母性健康管理研修の実施 産業医学保健スタッフの母性健康管理に関する資質の向上を図り、企業における母性健康管理体制の整備を進めるための必要な知識を付与することを目的として、母性健康管理に関する研修を昨年に引き続き全センターで50回開催した。</p> <p>エ 利便性の向上 各産業保健推進センターのホームページを活用した研修の案内及び申込を継続して実施することによりインターネットによる研修申込件数を14,891件確保した。 利用者のニーズ、テーマや内容に応じて研修の開催地、収容人数、産業医の都合に合わせた休日・夜間の研修の設定等の柔軟な対応を行った（休日・夜間研修会開催数740回 昨年度比187回増）。</p> <p>産業保健関係者からの相談の質及び利便性の向上</p> <p>ア 過重労働・メンタルヘルスの専門家等の充実 ・各産業保健推進センターにおいてそれぞれ、産業医学、労働衛生工学、メンタルヘルス、労働衛生関係法令、カウンセリング、保健指導の全6分野の専門家1,296人を産業保健相談員として委嘱（過重労働に関する分野の専門家を（75人）、メンタルヘルス分野の専門家（322人）し、産業保健推進センターの企画・運営に活用するとともに、産業保健関係者からの相談に対し、専門的見地から回答を行った。</p> <p>イ アスベスト健康相談の継続実施 ・昨年度に引き続きアスベストによる健康障害の問題に対応するため、各センター相談窓口において、産業保健関係者、労働者及び家族等に対して、健康等に関して相談に応じた。（窓口相談件数：185件）</p> <p>ウ 相談の利便性の向上 ・FAX及びインターネットによる相談受付は全センターで実施し、頻出の相談項目については、センター及び機構のホームページに継続してQ&Aを掲載している。</p> <p>(2) 産業保健に関する情報の提供その他の援助</p> <p>産業保健に関する情報の質の向上及び利便性の向上を図るため次のような取組を行うとともに、地域の産業保健活動の促進を図った。</p> <p>ホームページの充実によるアクセス件数の増大等 ・産業保健推進センターホームページ アクセス件数：1,179,015件 [対前年比で42.1%増、中期計画の112万件以上に對し、平成16年度から平成19年度まで4年間で中期計画を大幅に上回る314万件（259.5%）を達成]</p>

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績										
<p>ホームページ等を通じて産業保健に関する情報を提供するとともに、当該情報の質の向上、利便性の向上</p>	<p>産業保健関係者に対し、年4回発行する情報誌及びホームページ等により、産業保健に関する情報</p>	<p>産業保健関係者に対し年4回発行する情報誌「産業保健21」、ホームページ及びビデオ・図書に</p>	<p>平成19年度の業務の実績</p> <p>ホームページのアクセス件数</p> <table border="1" data-bbox="1570 145 2123 209"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>489,899件</td> <td>638,258件</td> <td>832,429件</td> <td>1,179,015件</td> <td>3,139,601件</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ビデオ・図書 整備件数：86,800件 貸出件数：69,910件</p> <p>・「産業保健21」 発行回数：4回 発行部数：288,000部 配布先：地域の産業医、産業看護職、衛生管理者等</p> <p>・産業保健情報誌（地域版として各センター毎に作成） 発行回数：160回 発行部数：600,276部 配付先：地域の産業医、産業看護職、衛生管理者等 産業保健関係者との連携による調査研究 産業保健推進センター活動の進展により、各地域の産業保健推進センター相談員と産業医等、産業保健スタッフがネットワークを構築して地域の産業保健上の問題に関する調査研究を実施した。</p> <p>（研究内容及び成果の活用例）</p> <p>・アスベストに関する研究（岡山産業保健推進センター） アスベスト除去作業に従事する多くの労働者のマスクが正しく着用されておらず、許容される濃度よりはるかに高いアスベスト粉じんを吸入していることを初めて明らかにした。調査研究結果を報告書として公表し、日本産業衛生学会等各種学会・研究会で発表するとともに産業保健推進センターにおける「防じんマスク着用等のばく露防止対策研修会」（平成19年度60回開催）に活用した。 また、行政へ情報提供を行い、電動ファン付きマスクの使用の義務化等、解体作業等における石綿ばく露防止対策等の充実のための検討に活用されている。</p> <p>・産業医のメンタルヘルスとの関わりを中心とした研究（北海道・青森・岩手・宮城・秋田・山形計6センター） 北海道・東北ブロックの広域において、産業医、事業主、労働者に対しメンタルヘルスに関する調査を行い、それぞれの調査結果の相関関係について分析した。分析結果及び問題点を各産業保健推進センターにおける、メンタルヘルス関係の研修及びホームページにおいて紹介する。</p> <p>・職場復帰についての事業場の実際の取組み等の調査研究（大阪産業保健推進センター） 大阪府下の事業場に対し、メンタルヘルス不調者の職場復帰に際しての現状調査を行い、復職判断方法、復職後の措置等、事業場における復職に係る取組について分析した。本研究の成果について、大阪府が職場復帰について取り組むにあたり、参考にすると発表。（平成19年10月10日の日本経済新聞、読売新聞の紙面で紹介）</p> <p>産業保健関係者に対する情報提供の質の向上 産業保健関係者に対し、産業保健活動に資する情報を提供するため、以下のような情報の質の向上を図る取組を行った結果、ホームペ</p>	16年度	17年度	18年度	19年度	合計	489,899件	638,258件	832,429件	1,179,015件	3,139,601件
16年度	17年度	18年度	19年度	合計									
489,899件	638,258件	832,429件	1,179,015件	3,139,601件									

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績																				
<p>を図ること。</p> <p>また、地域の産業保健活動の促進を図るため、都道府県労働局、労働基準監督署と連携し、地域産業保健センターに対する支援を強化するとともに、事業主に対する広報及び啓発等を行うこと。</p>	<p>の提供を行うとともに、専門家の意見の反映により、提供する情報の質の向上を図り、中期目標期間中、ホームページのアクセス件数を112万件以上() 得る。</p> <p>また、ビデオ・図書の計画的な整備を行い、そのリストをホームページ上で公開する。</p> <p>(参考：平成14年度実績192,497件×5年間の15%増)</p> <p>各産業保健推進センターにおいて、地域産業保健センター運営協議会における助言を行うとともに、地域産業保健センターのコーディネーターに対し、新任研修に加え、年1回以上研修を実施する。また、事業主に対し、ホームページ等多様な媒体による広報及び啓発を行う。</p>	<p>より産業保健に関する情報を提供するとともに、提供する情報の質の向上を図るため産業保健相談員会議において検討を行う。</p> <p>さらに、利用者のニーズに応じ質の高い情報提供を行うため、ホームページのアクセス解析を行ない、多角的な観点からホームページの改定を行う。これらによりホームページのアクセス件数については65万件以上得る。</p> <p>また、ビデオ・図書リストの接センター間での共有化、ホームページ上での公開等、貸出サービスの向上により貸出件数の増加を図るとともに、利用者に最新の産業保健情報等を提供するため、センターから利用者に対してメールマガジンを発行する。</p> <p>各産業保健推進センターにおいて、地域産業保健センター運営協議会に出席し助言を行う。また、地域産業保健センターのコーディネーターに対し、東京、大阪で新任研修を行うとともに、各産業保健推進センターにおいて年1回以上能力向上のための研修を実施する。事業主に対しては、ホームページ、情報誌による広報を実施するとともに、事業主セミナーを開催し意識の啓発を行う。</p>	<p>ージアクセス件数が1,179,015件と増大し、対前年比の42.1%増、中期計画の112万件以上に対し、平成16年度から平成19年度までの4年間で中期計画を大幅に上回る314万件(280.3%)を達成した。</p> <p>また、ビデオ・図書については隣接センター間での共有化等のサービス向上により昨年度より2000件増の69,910件の貸出件数を確保した。</p> <p>・情報誌「産業保健21」の充実</p> <p>産業医活動の成果や好事例、国における産業安全衛生の動きに加え、「職場における自殺予防対策」及び「職場における母性健康管理」等、時宜に適した記事を掲載した情報誌「産業保健21」を継続して発行し、企業経由で地域の産業医等に配付するとともに、47都道府県の教育委員会、地域保健担当部局を始め、医学部、看護学部、図書館等に配付した。また、情報の質を高めるために、機構本部において、外部有識者からなる検討委員会を開催(平成19年4月20日)するとともに、各産業保健推進センターにおいて、産業保健相談員会議を計143回開催し、情報誌やホームページ等による情報提供内容等について審議した。</p> <p>・ホームページ、メールマガジン等の充実</p> <p>ホームページの更新を推進し(3,949回)、最新の地域産業保健情報、研修の案内・申込受付、ビデオ、図書リストの掲載等、ホームページの内容を充実させた。</p> <p>34の産業保健推進センターにおいて利用者に対するメールマガジンを発行し最新の産業保健情報を提供した(平成18年度は6センター)。</p> <p>12の都道府県において、労働者のメンタルヘルス対応のための精神科相談窓口のリストを整備し、産業保健推進センターにおいて事業場へ配付した。</p> <p>地域産業保健センター(全国347か所)に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域産業保健センター運営協議会に出席、助言(434回) ・地域産業保健センターの新任コーディネーターに対し、コーディネーターとして必要な基本知識を付与するための研修会を開催(東日本1回、西日本1回) * 研修受講者に対するアンケート調査では、95.9%の受講者から「十分理解」又は「かなり理解した」旨の評価を得た(3段階評価、有効回答数49人)。 ・地域産業保健センターのコーディネーターに対する能力向上研修を開催(76回) <p>コーディネーター能力向上研修開催回数</p> <table border="1" data-bbox="1547 1225 1966 1286"> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>66回</td> <td>75回</td> <td>73回</td> <td>76回</td> <td>290回</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・地域産業保健センター登録医研修の実施(83回) <p>地域産業保健センター登録医研修回数</p> <table border="1" data-bbox="1547 1345 1966 1406"> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>36回</td> <td>53回</td> <td>76回</td> <td>83回</td> <td>248回</td> </tr> </table> <p>事業主に対する啓発活動</p> <p>事業主に対して、ホームページ及び情報誌を用いて情報提供するとともに現下の産業保健問題等に関する事業主セミナーを開催(533</p>	16年度	17年度	18年度	19年度	合計	66回	75回	73回	76回	290回	16年度	17年度	18年度	19年度	合計	36回	53回	76回	83回	248回
16年度	17年度	18年度	19年度	合計																			
66回	75回	73回	76回	290回																			
16年度	17年度	18年度	19年度	合計																			
36回	53回	76回	83回	248回																			

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績										
<p>5 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金の支給業務</p> <p>(1) 業績評価を踏まえた支給業務の見直し及び透明性の確保 助成金の支給業務に対する業績評価を実施し、それらを翌年度の業務へ反映させるとともに、評価結果については、積極的に公表し、透明性を確保すること。</p> <p>(2) 助成金に関する周知 労働基準監督署、地域産業保健センター等と連携し、助成金の一層の周知を図ること。</p>	<p>5 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金の支給業務</p> <p>(1) 業績評価を踏まえた支給業務の見直し及び透明性の確保 業績評価委員会において、助成金の支給業務に対する業績評価を行い、業務内容の改善に反映することにより、効果的・効率的な支給業務を実施するとともに、評価結果については、ホームページ等で公表し、透明性を確保する。</p> <p>(2) 助成金に関する周知 ホームページなど多様な媒体を用いた広報、労働基準監督署、地域産業保健センター等と連携した周知活動を実施する。</p>	<p>5 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金の支給業務 助成金の効果的・効率的な支給等を図るため、次のような取組を行う。</p> <p>(1) 業績評価を踏まえた支給業務の見直し及び透明性の確保 助成金の効果的・効率的な支給を行うために策定した支給業務に関する業績評価実施細則に基づき、業務についての業績評価を行い、その結果を業務運営に反映させるとともに、評価結果については、ホームページ等で公表する。 また、助成金については、助成の効果等についての定量的な測定やアンケート調査を実施し、その結果等の分析を行う。 さらに、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金については、事業が終了する事業場に対し、引き続き産業医等による産業保健活動を継続できるよう、地域産業保健センターと連携をとり、フォローアップをする。</p> <p>(2) 助成金に関する周知 ホームページに助成金に関するQ&Aを引き続き掲載するとともに、産業保健関係者に対し年4回発行する情報誌「産業保健21」に助成金に関する記事を掲載する。 また、労働衛生関係団体及び業界団体等に対し、ポスター、パンフレット等を配布して周知活動を行い、その機関誌等に助成金に関する記事の掲載を依頼するとともに、事業主セミナー等を活用して積極的に利用勧奨を行う。 さらに、労働基準監督署、地域産業保健センターに対して助成金の周知について協力の依頼を行うとともに、周知活動の効果を把握するた</p>	<p>回)し、併せて助成金事業について周知し、事業主の意識の啓発を図った。</p> <p>事業主セミナーの開催回数</p> <table border="1" data-bbox="1507 201 1928 264"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>732回</td> <td>674回</td> <td>605回</td> <td>533回</td> <td>2,544回</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金の支給業務 助成金の効果的・効率的な支給等を図るため、次のような取組を行った。</p> <p>(1) 業績評価を踏まえた支給業務の見直し及び透明性の確保 業績評価に基づき業務運営に反映させた事項 業績評価実施細則に基づき、業務についての業績評価を行い、昨年を引き続き小規模事業場産業保健活動支援促進助成金申請書のプレプリント化の実施にあたり、申請者の負担軽減を図るとともに審査業務の迅速化と支給業務日数の短縮を図った。 ホームページ等での公表 業績評価の結果については、ホームページ等で公表した。 アンケートの分析結果 ア 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金 厚生労働省は産業医の共同選任事業を効果的、効率的なものとするため制度を見直した。そのため、新たな制度を利用する事業者に対して、新制度の使い勝手等についての調査の実施を別途検討する。 イ 自発的健康診断支援促進助成金 この制度を利用して「健康上の不安解消に役だった」が79.8%と昨年に引き続き具体的効果が認められた。 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金の制度見直しについてより効率的な助成を行うため、制度の見直しを行い、平成20年度から実施することとした。</p> <p>(2) 助成金に関する周知 労働基準監督署に対し延べ790回、地域産業保健センターに対し延べ839回の協力依頼を行い、連携して周知活動を行ったほか、延べ3,520事業場に対して利用勧奨を行った。 公的機関と連携した結果、周知活動の効果を把握するための本部ホームページの助成金制度アクセス件数は22,541件で前年とほぼ同じ水準を維持した。 関係団体の発行する「月刊ろうさい」、「産業医学ジャーナル」の機関誌に助成金に関する記事を掲載し、利用勧奨を行った。 情報誌「産業保健21」に助成金の活用事例等の記事を掲載した。 情報誌の読者アンケートで8割近くの読者から、助成金活用事例がわかりやすい、満足のいく内容だったとの回答を得た。</p>	16年度	17年度	18年度	19年度	合計	732回	674回	605回	533回	2,544回
16年度	17年度	18年度	19年度	合計									
732回	674回	605回	533回	2,544回									

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績															
<p>(3) 手続の迅速化 審査を適正に行うとともに、効率化を図ること等により、中期目標期間中に、申請書の受付締切日から支給日までの期間を原則として、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金については、45日以内（1）、自発的健康診断受診支援助成金については、25日以内（2）とすること。 （参考1：平成14年度実績61日） （参考2：平成14年度実績25日）</p>	<p>(3) 手続の迅速化 支給業務のマニュアル化等事務処理方法の見直しを図るとともに、助成金業務に関する会議を毎年開催し、その内容を徹底する。また、不正受給防止を図るため、必要に応じて情報収集、実態調査を実施する。</p>	<p>め、ホームページのアクセス件数の調査や情報誌の読者アンケートを実施する。</p> <p>(3) 手続の迅速化 事務処理用コンピュータ新システム及び支給業務マニュアルにより事務処理の効率化を図るとともに、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金の継続事業場（2年目・3年目）における事務処理等の負担軽減を図るため、支給申請様式のプレプリント化を引き続き実施し、不正受給の防止に配慮しつつ審査業務等の効率化を図ることにより、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金の申請書の受付締切日から支給日までの期間について、さらなる短縮を図る。</p> <p>また、不正受給防止を図るため、会議等で支給業務マニュアルに基づく書類審査の徹底を指示するとともに、必要に応じて情報収集等のため、実態調査を実施する。</p> <p>なお、不正受給が発生した場合は、速やかに公表する。</p>	<p>(3) 手続の迅速化 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金の申請書の受付締切日から支給日までの事務処理の短縮を図り、44日となり、中期目標45日以内を達成した。 昨年に引き続き、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金の支給申請様式のプレプリント化を実施し、事務処理等の負担軽減を図った。</p> <p>自発的健康診断受診支援助成金の支給業務日数は、昨年中期末目標の25日以内を達成したが、本年度は、年度途中（平成20年1月）で予算枠を超過し、翌年度支給としたための遅延が生じ、結果、29日となった。その要因を除けば24日と昨年に引き続き中期目標の25日以内を達成している。</p> <p>申請書の受付締切日から支給日までの期間の推移</p> <table border="1" data-bbox="1496 571 2096 719"> <thead> <tr> <th></th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小規模事業場産業保健活動支援促進助成金</td> <td>56日</td> <td>51日</td> <td>47日</td> <td>44日</td> </tr> <tr> <td>自発的健康診断受診支援助成金</td> <td>25日</td> <td>24日</td> <td>24日</td> <td>29日(24日)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 不正受給の防止等 不正受給防止を図るため、関係会議等で支給業務マニュアルに基づく書類審査の徹底を指示した。 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金について、19事業場の実態調査を行った結果、不正受給は無かった。 自発的健康診断受診支援助成金について、本助成金の支給対象となる健康診断が事業主に義務づけられている深夜業従事者の年2回の健康診断の代替ではないことの趣旨の理解を深めるため、支給申請用紙に直近の健康診断の実施年月日及び今後の実施予定月の項目を追加し、事業主に記載させることとした。</p> <p>(5) 助成金事業の効果の把握 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金のアンケート調査 新たな制度を利用する事業者に対して、新制度の使い勝手等についての調査の実施を別途検討する。 自発的健康診断受診支援助成金のアンケート結果 ア 調査期間 平成19年4月から平成20年3月まで イ 対象者 深夜業従事者（2,548人） ウ 回収率 43.6% エ 調査項目 満足度 ・この制度をまた利用したいと思う。（86.9%） 本事業の具体的効果 ・自らの健康確保または健康上の不安解消に役立った。（79.）</p>		16年度	17年度	18年度	19年度	小規模事業場産業保健活動支援促進助成金	56日	51日	47日	44日	自発的健康診断受診支援助成金	25日	24日	24日	29日(24日)
	16年度	17年度	18年度	19年度														
小規模事業場産業保健活動支援促進助成金	56日	51日	47日	44日														
自発的健康診断受診支援助成金	25日	24日	24日	29日(24日)														

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績								
<p>6 未払賃金の立替払業務 (1) 立替払の迅速化 審査を適正に行うとともに、効率化を図ること等により、中期目標期間中に、不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間を平均で30日以内()とすること。 (参考：平成14年度実績 43.7日)</p> <p>(2) 立替払金の求償 代位取得した賃金債権について適切な債権管理及び求償を行い、破産</p>	<p>6 未払賃金の立替払業務 (1) 立替払の迅速化 審査業務のマニュアル化の徹底等事務処理方法の見直し、支払回数等の拡大を行うとともに、立替払制度及びその請求手続に関して、Q&A方式により分かりやすく説明するなどホームページ等を活用した情報提供を充実する。</p> <p>(2) 立替払金の求償 立替払の実施に際し、立替払後の求償について事業主等に対して周知</p>	<p>6 未払賃金の立替払業務 (1) 立替払の迅速化 平成18年度に引き続き、不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間「平均30日以内」を堅持するため、次の措置を講ずる。</p> <p>原則週1回の立替払を継続する。</p> <p>審査マニュアル及び疑義事例集を改訂し、新任職員研修や疑義事例検討会を開催して、審査業務の標準化を徹底する。</p> <p>立替払制度のパンフレットを請求者、管財人等が容易に入手できるよう、ホームページにパンフレットのダウンロード機能を追加する。併せて、パンフレットの配布先の効果的な拡大を図る。</p> <p>また、請求者等の関心にQ&A方式で対応できるよう、ホームページの構成を抜本的に見直す。</p> <p>(2) 立替払金の求償 賃金債権の回収を図るため、立替払の求償について次のような取組を</p>	<p>8%) ・本事業に対する意見・要望 健康診断項目を増やしてほしい、助成金額を増やしてほしい、申請手続を簡素化してほしい等の意見・要望があった。</p> <p>オ 分析結果 健康確保または健康上の不安解消に役立っており、高い評価を得た。</p> <p>6 未払賃金の立替払業務 (1) 立替払の迅速化 審査の適正化・効率化を進め、不備事案を除いて、請求書の受付日から支払日までの期間(支払期間)「平均30日以内」を堅持するため、次の措置を講じた。</p> <p>これらの取組の結果、平成19年度は制度発足以来最大規模の倒産が発生する等立替払件数が増加傾向にあったにもかかわらず、支払期間は25.6日と前年度の28.6日に比べ大幅に短縮され、3年連続して中期目標で示された平均30日以内を達成した。</p> <p>支払期間の推移</p> <table border="1" data-bbox="1473 630 1899 691"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30.1日</td> <td>29.6日</td> <td>28.6日</td> <td>25.6日</td> </tr> </tbody> </table> <p>原則週1回の立替払を堅持し、計51回の支払を実施した。</p> <p>平成18年度に作成した審査マニュアル及び疑義事例集を改訂し、新任職員研修及び疑義事例検討会(計7回開催)を開催して、一層の審査業務の標準化に努めた。</p> <p>パンフレットについては、従前の配布先(各都道府県労働局・労働基準監督署、各地方裁判所、日本弁護士連合会、全国社会保険労務士会連合会・各都道府県社会保険労務士会)に加え、新たに全国労働基準関係団体連合会及び労働時間等相談センター(33か所)に配布することにした。</p> <p>また、ホームページについては、パンフレットのダウンロード機能の追加等合わせて5回の更新を行った。特に、請求者、管財人等の関心にQ&A方式で対応する「未払賃金立替払制度に関するQ&A」のページを抜本的に改め、内容の充実を図った。</p> <p>ホームページアクセス件数 平成19年度37,348件(対前年度比+57.7%) (平成18年度23,690件) (平成17年度17,650件)</p> <p>大型倒産事案については、破産管財人等に対して、証明書作成前の事前指導等を実施した。</p> <p>なお、制度発足以来最大規模の大型倒産事案(大手英会話学校：労働者数約8千人(うち外国人約5千人))が発生したが、破産管財人への十数回にわたる綿密な事前指導の実施、電子データによる情報の授受、未払賃金額等の事前審査等により、円滑な事務処理を進めた。また、外国人労働者向けに英語による相談窓口を開設した。</p> <p>(2) 立替払金の求償 事業主等に対して求償等について周知を図り、適切な債権の保全管理や最大限確実な回収を図るため、次のような取組を行った。</p>	16年度	17年度	18年度	19年度	30.1日	29.6日	28.6日	25.6日
16年度	17年度	18年度	19年度								
30.1日	29.6日	28.6日	25.6日								

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績								
<p>財団からの配当等について確実な回収を行うこと。</p> <p>7 リハビリテーション施設の運営業務 リハビリテーション施設については、入所者の自立更生の援助という目的に応じた、より効果的な運営を行うとともに、入所者個々の状況に応じた適切な生活・健康管理の下で軽作業に従事させることにより自立能力の確立を図りつつ、カウンセリング、就職指導等を行うことにより、中期目標期間中に、社会復帰率を25%以上()とすること。 (参考：平成10～14年度実績21.0%)</p>	<p>徹底を図るとともに、破産事案における確実な債権の保全、再建型倒産事案における弁済の履行督促等を適時適切に行うことにより、弁済可能なものについて最大限確実な回収を図る。</p> <p>7 リハビリテーション施設の運営業務 (1) 各人の適性に応じた社会復帰プログラムの作成や就職指導等により自立能力を早期に確立する。</p> <p>(2) 国の都道府県労働局等との連携に</p>	<p>行う。</p> <p>事業主等への求償等周知 事業主等に対し、立替払制度の趣旨や求償権の行使に関して、ホームページやパンフレットによりさらなる周知徹底を図る。 清算型における確実な債権保全 破産事案等弁済が配当等によるものについては、裁判手続への迅速かつ確実な参加を行うとともに、インターネット等により清算・配当情報を的確に収集する。</p> <p>再建型における弁済の履行督促 民事再生等の再建型の事案については、再生債務者等に対して債務承認書・弁済計画書の提出督促や、弁済督促を行う。</p> <p>事実上の倒産の適時適切な求償 事実上の倒産の事案(認定事案)については、個々の債権の回収可能性や費用効率も勘案しつつ、事業主に対する適時適切な債務承認書等の提出督促、弁済の履行督促、現地調査、差押え等を行う。</p> <p>7 リハビリテーション施設の運営業務 (1) 入所者の自立能力の早期確立を図るため、在所者個々人の障害特性、希望に応じた社会復帰プログラムの作成、定期的(3か月に1回程度)なカウンセリングの実施等の支援を行い、社会復帰率を前年度実績に比し1ポイント以上高める。</p> <p>(2) 都道府県労働局や障害者職業セン</p>	<p>事業主等への求償等周知 事業主等に対し、立替払制度の趣旨や当機構の求償権行使について、ホームページ、パンフレット等により一層の周知徹底を図った。 (パンフレットの配布先の増、ホームページの更新；業務実績第2の6の(1)の) 清算型における確実な債権保全 破産事案については、管財人に対する貸金債権代位取得の事前通知を徹底し、債権届出を要する案件の全件(2,549件)について届出を行って、裁判手続に迅速に参加した。 なお、平成19年度に配当のあった事業所数は1,211件であり、平成19年度末に破産手続参加中の事業所数は2,245件となっている。 また、インターネットによる官報検索を行い、清算・配当情報を収集して、確実な債権管理を行った。 再建型における弁済の履行督促 ア 再建型の事案で債務承認書又は弁済計画書が未提出となっている136事業所の全件について、計158回の提出督促を行った。その結果101事業所から提出がなされた。 イ 再建型の事案で弁済不履行となっている205事業所の全件について、計279回の弁済督促を行った。その結果、77事業所から弁済がなされた。 事実上の倒産の適時適切な求償 ア 求償通知を要する2,664件全件について通知を行った。その結果、248件から債務承認書等の提出があり、16件の弁済がなされた。 イ アのほか、これまでに債務承認書等の提出がなされていない3,284件全件について、提出督促を行った。その結果、156件から債務承認書等の提出があり、10件の弁済がなされた。 ウ 弁済不履行となっている221件全件について弁済督促を行った。その結果、45件からの弁済計画書の提出があり、17件の弁済がなされた。 エ その他必要に応じ、現地調査を6件行い、また、4件の差押命令の申立てを行い、発令を受けて3件について全額を回収した。</p> <p>7 リハビリテーション施設の運営業務 (1) 入所者の自立能力の早期確立を図るため、入所者ごとに社会復帰プログラムを作成し、定期的(3か月に1回)にカウンセリングを実施する等の支援を行い、社会復帰意欲を喚起した。 その結果、社会復帰率は、平成18年度実績より4.4ポイント高い30.4%となった。</p> <p>社会復帰率の推移</p> <table border="1" data-bbox="1480 1310 1839 1370"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>22.1%</td> <td>23.7%</td> <td>26.0%</td> <td>30.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 都道府県労働局(ハローワーク)と連携し、入所者に対する就職情報</p>	16年度	17年度	18年度	19年度	22.1%	23.7%	26.0%	30.4%
16年度	17年度	18年度	19年度								
22.1%	23.7%	26.0%	30.4%								

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績																
<p>8 納骨堂の運営業務 産業災害殉職者の慰霊の場にふさわしい環境整備を行い、遺族等から慰霊の場としてふさわしいとの評価を80%以上得ること。</p>	<p>よる就職情報の提供、障害者合同就職面接会等への参加奨励、個別企業に対する求人開拓等により、早期の就職を支援する。</p> <p>8 納骨堂の運営業務 毎年、産業殉職者合祀慰霊式を開催するほか、遺族への納骨等に関する相談窓口の設置及び植栽による環境美化を行う。 また、産業殉職者合祀慰霊式の開催時に満足度調査を実施し、その結果を業務内容の改善に反映する。</p>	<p>ター等との連携による就職情報の提供、障害者合同就職面接会等への参加奨励、個別企業に対する求人開拓等により、早期の就職を支援するとともに、社会福祉関係機関、地方自治体等と連携し自宅等への社会復帰を支援する。 また、作業所本来の設置目的に沿った入所者確保のため、積極的な広報・勧誘を行う。</p> <p>(3) 北海道、広島両作業所を平成20年3月31日までに廃止する。このため、関係機関との連携を図りつつ、在所者の希望に沿った退所先の確保等に努める。 また、存続する作業所については、運営改善を引き続き強力に押し進める。</p> <p>8 納骨堂の運営業務 産業殉職者合祀慰霊式を挙げるほか、遺族への納骨等に関する相談、植栽による環境美化、環境整備・保全に取り組む。 また、慰霊式及び霊堂についての満足度調査を実施し、遺族等から慰霊の場にふさわしいとの評価を80%以上得るとともに、調査の結果を業務の改善に反映する。</p>	<p>の提供(306件)、障害者合同就職面接会への参加奨励(5名参加)等を行ったほか、地域障害者職業センターから作業指導・助言を受ける(10件)等、早期就職への支援に努めるとともに、社会福祉関係機関とも連携し、社会復帰を支援(21名)した。 また、地方自治体等と連携し、新規入所者の確保のため積極的に広報・勧誘(1,440件)を行った。</p> <p>社会復帰者数の推移</p> <table border="1" data-bbox="1485 316 1839 376"> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> <tr> <td>14名</td> <td>19名</td> <td>15名</td> <td>21名</td> </tr> </table> <p>(3) 北海道、広島作業所の廃止に当たっては、在所者の高齢化・在所期間の長期化、相応しい受入施設の不足等により、在所者の希望に沿った退所先の確保が極めて困難な状況にあったが、関係機関と連携を図りつつ平成19年12月12日に全所員の退所を完了し、平成20年3月31日をもって両作業所を廃止した。 また、存続作業所については、作業内容の見直し、社会復帰の促進等の運営改善を強力に進めた。</p> <p>8 納骨堂の運営業務 (1) 平成19年10月10日に、皇太子殿下御臨席のもと産業殉職者合祀慰霊式を開催した。 また、納骨等に関する相談に応じるとともに、植栽等による環境美化、納骨堂の外壁塗装工事等の環境整備に努めた。 (2) 慰霊式の参列者及び日々の参拝者に対して満足度調査を実施し、慰霊式の参列者の90.7%、日々の参拝者の91.8%、平均で90.8%の遺族等から、慰霊の場にふさわしいとの高い評価を得た。 (3) 満足度調査の結果に基づき、平成17年度から慰霊式の開催月を10月とし、開催時間も繰り上げて実施している。 また、調査結果に基づき、身障者トイレの増設、広場の舗装等を行うとともに、慰霊式において喫煙場所の制限、仮設トイレの設置等を行って、利用者の利便の向上に努めた。</p> <p>慰霊の場としてふさわしいとする評価の割合</p> <table border="1" data-bbox="1473 1054 1827 1115"> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> <tr> <td>87.9%</td> <td>90.1%</td> <td>92.9%</td> <td>90.8%</td> </tr> </table>	16年度	17年度	18年度	19年度	14名	19名	15名	21名	16年度	17年度	18年度	19年度	87.9%	90.1%	92.9%	90.8%
16年度	17年度	18年度	19年度																
14名	19名	15名	21名																
16年度	17年度	18年度	19年度																
87.9%	90.1%	92.9%	90.8%																
<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項及び次の事項に配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該計画に基づいた運営を行うこと。</p> <p>(1) 独立行政法人移行後の労災病院においては、勤労者医療の中核的役割を的確に果たしていくため、中期目標期間中において、計画的に経営改善を図り、経営基盤を確立し、収支</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 中期目標中「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた効率化目標及び次の事項を踏まえた予算、収支計画及び資金計画を作成する。</p> <p>(1) 労災病院については、中期目標期間中において、新入院患者の増を図ること等により診療収入を確保しつつ、人件費の適正化、物品調達コストの縮減、効率的な設備投資等によ</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 中期目標中「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた効率化目標及び次の事項を踏まえた予算、収支計画及び資金計画を作成する。</p> <p>(1) 労災病院については、新入院患者の確保、平均在院日数の短縮、新たな施設基準の取得等による収入の確保、診療報酬の動向等に対応した人件費の縮減、労災病院間の共同購</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 中期目標で定めた一般管理費、事業費等の効率化目標及び労災病院においては、中期目標期間の最終年度において収支相償を達成するという目標を踏まえた年度計画を作成した。年度計画に基づく業務運営の結果は、平成19年度財務諸表及び決算報告書のとおりである。</p> <p>(1) 平成20年度までに収支相償を目指すという中期目標・中期計画・年度計画を確実に達成するため、労災病院が取り組むべき事項、方向性を示した「平成19年度機構運営方針(労災病院編)」を策定・指示するとともに、それを踏まえて様々な取組を行った。 特に、平成19年度については、平成18年度の診療報酬マイナス改</p>																

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績															
<p>相償（損益均衡）を目指すこと。</p>	<p>る経費の縮減を図ることにより、計画的に経営を改善し、収支相償（損益均衡）を目指す。</p> <p>なお、こうした経営改善の努力にもかかわらず、平成18年度に実施された診療報酬改定を含む医療制度改革等の影響が相当程度残る場合にあっても、近い将来、収支相償（損益均衡）が確実に展望できるような経営基盤を実現するよう、取組を計画的に推進する。</p>	<p>入、後発医薬品の採用等による物品調達コストの縮減、高度・専門的医療水準を維持しつつ稼働率の高い機器を優先整備すること等により損益を改善する。</p> <p>なお、こうした経営改善の努力にもかかわらず、平成18年度に実施された診療報酬改定を含む医療制度改革等の影響が相当程度残る場合にあっても、近い将来、収支相償（損益均衡）が確実に展望できるような経営基盤を実現するよう、取組を計画的に推進する。</p>	<p>定（3.16%）の影響がより強く残り、かつ、中・長期的な視点から、医療の質の向上と安全の確保を目指すための診療体制の整備・強化（計画的な医療機器の整備及び医師の確保・看護師の大幅な増員等の将来に向けた投資）を行う必要のある年度であった。</p> <p>その結果、医療事業収入においては、一定の伸びを確保し、経常損益においても引き続き改善を図ることができたが、前述の診療体制の整備・強化に伴う費用の増大の影響もあり、その改善幅は10億円に止まらざるを得なかった。</p> <p>また、当期損益についても、増改築終了に伴う固定資産除却損（臨時損益；解体工事費等）の増加等により、平成18年度に比べ5億円の悪化となった。</p> <p>労災病院の損益</p> <table border="1" data-bbox="1487 459 2056 549"> <thead> <tr> <th></th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当期損益</td> <td>128億円</td> <td>73億円</td> <td>42億円</td> <td>47億円</td> </tr> <tr> <td>経常損益</td> <td>111億円</td> <td>67億円</td> <td>45億円</td> <td>35億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>労災病院に対する経営指導・支援</p> <p>ア 本部の「経営改善推進会議」において、労災病院の改善に向けて新たな施設基準の取得、高点数の施設基準取得や経費縮減方策を検討し実施した。</p> <p>イ 「本部・病院間協議（病院協議）」において決定した個々の病院の運営計画と上半期の結果を照らし合わせ、患者数・診療単価等の経営指標に基づく下半期の経営目標と目標達成のための行動計画を策定させるとともに、逐次ヒアリングを実施しフォローアップに努めた。</p> <p>ウ 平成19年度計画の達成が危惧される病院に対して、本部主導による「経営改善報告書」を提出させ協議を実施した。</p> <p>収入確保及び支出削減対策の具体的な取組</p> <p>ア 診療収入の確保</p> <p>平成18年度の診療報酬マイナス改定（3.16%）の影響がより強く残る中、医療の質の向上と安全の確保及び効率化を図りつつ、全労災病院に対して収入確保対策の助言・指導等を行い、上位施設基準の取得、地域医療支援病院の取得等により診療単価のアップを図るとともに、個室料金の改定等による室料差額収入の増など収入の確保に努めた。</p> <p>(ア) 医療連携強化・上位施設基準の取得等によるもの 地域医療支援病院の取得（2億円）、7対1入院基本料の取得（20億円）、DPC病院におけるクリニカルパスの見直し等（25億円）、救急患者の積極的受入等（7億円）、室料差額収入等（12億円）</p> <p>(イ) 高度・専門的な医療の推進によるもの 高度な手術の増加（21億円）</p> <p>(ウ) 医療の効率化により収入減となった項目等 平均在院日数の短縮による入院患者数の減（30億円）、病診連携の推進等による外来患者数の減（16億円）</p> <p>イ 給与費</p> <p>施設廃止、退職不補充による事務職員等の削減及び平成18年度に引き続き12月期の賞与（期末手当）0.1カ月分カット・管理職加算割合2%カットを実施したが、中・長期的な視点から、医療</p>		16年度	17年度	18年度	19年度	当期損益	128億円	73億円	42億円	47億円	経常損益	111億円	67億円	45億円	35億円
	16年度	17年度	18年度	19年度														
当期損益	128億円	73億円	42億円	47億円														
経常損益	111億円	67億円	45億円	35億円														

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績															
<p>(2) 労働安全衛生融資については、債権管理を適切に行い、財政投融資への確実な償還に努めること</p>	<p>(2) 労働安全衛生融資については、貸付債権の適切な管理・回収を行うことにより、財政投融資への償還を確実に行う。</p> <p>2 予算（人件費の見積りを含む。）別紙1のとおり</p> <p>3 収支計画別紙2のとおり</p>	<p>(2) 労働安全衛生融資については、貸付債権の適切な管理・回収を行うことにより、財政投融資への当年度償還計画を確実に実行する。</p> <p>また、正常債権の弁済計画に基づいた年度回収目標額573百万円を回収する。</p> <p>2 予算別紙1のとおり</p> <p>3 収支計画別紙2のとおり</p>	<p>の質の向上と安全の確保を目指すための診療体制の整備・強化に不可欠な医師確保・看護師の大幅な増員等の将来に向けた措置により、18億円の増となった。</p> <p>ウ 医療材料費の削減 高度な手術等の増により材料費の増加が見込まれる中で、契約努力による薬品値引率のアップ（対前年0.9ポイントアップ）、効率的な医療の推進に伴う院外処方の拡大により、医療材料費を3億円削減した。</p> <p>エ 経費 医師、看護師の過重労働軽減を図るため、嘱託医師・看護師の増員による医師等謝金の増、看護周辺業務の委託化による業務委託費の増が避けられず、さらに増改築終了に伴う旧建物解体による雑務費の増、原油価格の高騰による燃料費の増がある中で、高度放射線医療機器の共同購入の実施、光熱水費・印刷製本費の節約等を図り経費増加に努めたものの、経費全体として23億円の増となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気・ガス・水道の節約による光熱水費の縮減（0.5億円） ・印刷物の見直し、在庫管理の徹底、契約努力による印刷製本費の縮減（0.5億円） ・CT・MRI等の高度医療放射線機器について、本部主導による共同購入の実施による機器調達コストの縮減（1.9億円） <p>オ 減価償却費の減 平成19年度における、診療体制の整備・強化を目的とした医療機器等の計画的整備に伴う減価償却費の増がある中で、独法承継資産（建物附属設備）の再償却終了に伴う減等により、減価償却費は12億円の減となった。</p> <p>カ 退職給付費用 サブプライムローンに端を発した株価低落による経済情勢の悪化により退職給付費用が5億円増加した。</p> <p>キ 臨時損益 増改築終了に伴う旧建物の解体による固定資産除却損の発生により臨時損益が12億円悪化した。</p> <p>(2) 労働安全衛生融資については、貸付債権の適切な管理・回収を行い、財政投融資への償還を計画どおりに実行した。また、正常債権の回収金は、一部の債権について全額繰上償還等が発生したことにより、目標額を上回った。</p> <p>正常債権の回収額</p> <table border="1" data-bbox="1473 1225 2136 1315"> <thead> <tr> <th></th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>回収目標額</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>626百万円</td> <td>573百万円</td> </tr> <tr> <td>回収実績額</td> <td>2165百万円</td> <td>1306百万円</td> <td>950百万円</td> <td>1044百万円</td> </tr> </tbody> </table>		16年度	17年度	18年度	19年度	回収目標額	-	-	626百万円	573百万円	回収実績額	2165百万円	1306百万円	950百万円	1044百万円
	16年度	17年度	18年度	19年度														
回収目標額	-	-	626百万円	573百万円														
回収実績額	2165百万円	1306百万円	950百万円	1044百万円														

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>なし</p>	<p>4 資金計画 別紙3のとおり</p> <p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 4,184百万円(運営費交付金年間支出の3/12月を計上)</p> <p>2 想定される理由 運営費交付金の受入れの遅延による資金不足等</p> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし</p> <p>第6 剰余金の使途 本中期目標期間中に生じた剰余金については、労災病院においては施設・設備の整備、その他の業務においては労働者の健康の保持増進に関する業務の充実に充当する。</p> <p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画 (1) 中期計画開始時の役職員の構成及び員数 役員：理事長1人、理事4人、監事2人(うち1人は非常勤) 職員：運営費交付金職員800人、労災病院職員12,922人</p>	<p>4 資金計画 別紙3のとおり</p> <p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 4,137百万円</p> <p>2 想定される理由 運営費交付金の受入れの遅延による資金不足等</p> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし</p> <p>第6 剰余金の使途 労災病院においては施設・設備の整備、その他の業務においては労働者の健康の保持増進に関する業務の充実に充当する。</p> <p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画 (1) 方針 環境の変化等に応じた弾力的な組織運営を進める観点から、人材の有効活用と職員の能力向上を目的として創設した労災病院を中心とした施設間の人事交流を推進するための制度の積極的活用と今後一層の定着化を図るため、引き続</p>	<p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>短期借入金の実績なし。</p> <p>第5 重要な財産の譲渡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・筑豊労災について、平成20年1月16日に土地、建物及び器具備品の譲渡契約を締結した(平成20年4月1日付けで所有権移転)。 ・大分アルメイダ労災委託病棟について、平成19年12月26日に建物の譲渡契約を締結した(平成20年2月1日付けで所有権移転)。 ・九州労災敷地の一部について、平成20年1月15日に土地の譲渡契約を締結した(平成20年1月23日付けで所有権移転)。 ・和歌山労災敷地の一部について、平成20年1月15日に土地の譲渡契約を締結した(平成20年2月5日付けで所有権移転)。 ・関東労災敷地の一部について、平成20年2月8日に土地の譲渡契約を締結した(平成20年2月20日付けで所有権移転)。 <p>第6 剰余金の使途 剰余金はなし。</p> <p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画 (1) 人事に関する取組 柔軟な人事交流を推進するために、労災病院間の派遣交流制度及び転任推進制度を平成17年度に創設。それにより平成18年から従前の対象となっていなかった管理職以外の看護職や医療職を中心に人事異動を行い、職員の活性化を図った。 (参考)平成19年度適用者数 ・派遣交流制度適用者数 33人 ・転任推進制度適用者数 44人</p>

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績																										
	<p>(2) 人員に係る計画 運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員については、その職員数の抑制を図る。(期首：800人 期末：720人)</p> <p>2 施設・設備に関する計画</p> <p>(1) 労災病院に係る計画 勤労者医療の中核的役割を効果的かつ効率的に担うため、労災病院の老朽化等を勘案して、施設整備費補助金(注1)により次の病院の施設整備を行う。</p> <p>病院名 関東労災病院、東京労災病院、東北労災病院、中部労災病院、浜松労災病院、和歌山労災病院、九州労災病院</p> <p>予定額(注2) 総額 56,098百万円</p> <p>(注1)当該施設整備費補助金は、本中期目標期間中に限る措置として講じられたものである。</p> <p>(注2)「予定額」は、中期目標期間の施設建設費計画額である。</p> <p>(2) 労災病院以外の施設に係る計画 労災病院以外の施設について、施設整備費補助金により施設整備を行う。</p> <p>予定額(注3) 総額 2,467百万円</p> <p>(注3)「予定額」は、中期目標期間の施設整備の計画額である。</p>	<p>き職員へのPRや動機付けに取組み、職員の活性化を図る。</p> <p>優秀な人材を幅広く確保するため、引き続き、本部と施設の協同により地域毎に学校訪問や採用説明会等を実施するとともに、就職情報サイトの活用についても検討する。</p> <p>(2) 人員に係る計画 運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員数については、「年度別削減計画」に基づき35人を削減し、745人以内とする。</p> <p>2 施設・整備に関する計画</p> <p>(1) 労災病院に係る計画 勤労者医療の中核的役割を効果的かつ効率的に担うため、労災病院の老朽化等を勘案して、施設整備費補助金により次の病院の施設整備を行う。</p> <p>病院名 関東労災病院、東北労災病院、中部労災病院、浜松労災病院、和歌山労災病院、九州労災病院</p> <p>予定額 総額 9,519百万円</p> <p>(2) 労災病院以外の施設に係る計画 労災病院以外の施設について、施設整備費補助金により施設整備を行う。</p> <p>予定額 522百万円</p> <p>(3) 建物の機能向上及び長寿命化に係る計画 引き続き、「施設別保全台帳」を基に、各施設の改修投資の平準化を図る。</p>	<p>また、両制度の更なる積極的活用を促すために、全国会議等で繰り返し周知を図るとともに、両制度の適用となった者の感想文、体験談を社内誌「ろうさいフォーラム」に掲載し、職員の啓発に努めた。</p> <p>社会現象となった看護師不足への対応も含め、優秀な人材を確保するため、看護系大学等を訪問し募集活動を行った。</p> <p>(参考)平成19年度実績 ・看護系大学の訪問数 19校</p> <p>(2) 人員について 運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員数</p> <table border="1" data-bbox="1487 432 1921 491"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>800人</td> <td>786人</td> <td>780人</td> <td>745人</td> <td>720人</td> </tr> </tbody> </table> <p>運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員数については、平成19年度期首職員数(745人)の範囲内で配置した。</p> <p>2 施設・整備に関する計画</p> <p>(1) 労災病院に係る計画 勤労者医療の中核的役割を効果的かつ効率的に担うため、労災病院の老朽化等を勘案して、施設整備費補助金により次の病院の施設整備を行った。</p> <p>病院名 関東労災病院、東北労災病院、中部労災病院、浜松労災病院、和歌山労災病院、九州労災病院</p> <p>実績見込額 総額 9,518百万円</p> <p>労災病院に係る施設整備費補助金</p> <table border="1" data-bbox="1507 1003 2085 1062"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>14,376百万円</td> <td>12,567百万円</td> <td>11,284百万円</td> <td>9,518百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 労災病院以外の施設に係る計画 労災病院以外の施設について、施設整備費補助金により労災看護専門学校の講堂、学生寮及び冷暖房設備等改修工事等の施設整備を行った。</p> <p>実績見込額 522百万円</p> <p>労災病院以外の施設に係る施設整備費補助金</p> <table border="1" data-bbox="1487 1259 2065 1318"> <thead> <tr> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>493百万円</td> <td>495百万円</td> <td>687百万円</td> <td>522百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 建物の機能向上及び長寿命化に係る計画 平成19年度の各施設の工事計画に係る設備機器の耐用年数、工事期間、金額等について精査し調整を行った。</p> <p>平成19年度では「施設別保全台帳」の、より積極的な活用を図り、</p>	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	800人	786人	780人	745人	720人	16年度	17年度	18年度	19年度	14,376百万円	12,567百万円	11,284百万円	9,518百万円	16年度	17年度	18年度	19年度	493百万円	495百万円	687百万円	522百万円
16年度	17年度	18年度	19年度	20年度																									
800人	786人	780人	745人	720人																									
16年度	17年度	18年度	19年度																										
14,376百万円	12,567百万円	11,284百万円	9,518百万円																										
16年度	17年度	18年度	19年度																										
493百万円	495百万円	687百万円	522百万円																										

中期目標	中期計画	平成19年度計画	平成19年度の業務の実績
		<p>また、本部から各労災病院に対して、各労災病院が作成した「中長期保全計画」の指導・支援を行うとともに、労災病院以外の施設に対しても、「施設別保全台帳」の作成・配布を行い、今後の「施設の保全」に寄与する。</p>	<p>建物等の日常点検の実施の指導を行った。 労災病院以外の施設に対して、保全の手引き及び施設別保全台帳を配布した。</p> <p>(4) 総合的な省エネルギー対策の推進 12月、2月、3月にE S C O事業者、旭労災病院、本部営繕部と合同にて平成19年度の効果検証を行い報告書にまとめた。</p>